

令和5年第2回東大和市議会定例会会議録第11号

令和5年6月19日（月曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
5番	早川美穂君	6番	尾崎利一君
7番	上林真佐恵君	8番	中村庄一郎君
9番	木下富雄君	10番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	高峰章君
14番	大川元君	15番	中間建二君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	佐竹康彦君	19番	東口正美君
20番	金井康哲君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

11番 押本 修 君

議会事務局職員（5名）

事務局 長	吉沢寿子君	事務局 次長	嶋田 淳君
議事係 長	吉岡繁樹君	主 任	関口百合子君
主 任	高石健太君		

出席説明員（30名）

市 長	和地仁美君	副 市 長	小島昇公君
教 育 長	岡田博史君	企画財政部長	神山 尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部 参事	関田孝志君
市民環境部長	木村 西君	子ども未来部長	松本幹男君
地域福祉部長	伊野宮 崇君	健幸いきいき部 長	川口 荘一君
まちづくり部長	金子秀之君	教 育 部 長	小俣 学君
教育部 参事	小野隆一君	企画政策課長	荒井亮二君
環境対策課長	梶川義夫君	子育て支援課長	新海隆弘君

子ども家庭支援  
センター長 原 里美 君  
地域包括ケア  
推進課長 石 嶋 洋 平 君  
健康推進課長 幸 村 有 紀 君  
土木公園課長 廣 瀬 裕 君  
教育総務課長 斎 藤 謙 二 郎 君  
指導担当課長 菅 野 恭 子 君  
生涯学習課長 岩 野 秀 夫 君

保 育 課 長 石 川 正 憲 君  
介護保険課長 里 見 拓 美 君  
新型コロナ  
ウイルス感染症  
対策担当課長 中 山 仁 君  
道路交通課長 一ツ木 正 美 君  
新 校 開 設  
担 当 課 長 大 野 祐 司 君  
青 少 年 課 長 石 川 博 隆 君  
中央図書館長 浴 靖 子 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（東口正美君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 大 川 元 君

○議長（東口正美君） 通告順に従い、14番、大川 元議員を指名いたします。

[14番 大川 元君 登壇]

○14番（大川 元君） 議席番号14番、無所属の大川 元です。通告に従い、一般質問させていただきます。

1、がん治療のアピアランスケアについて。

アピアランスケアとは、医学的・心理的支援を用いて、外見の変化に対し、がん治療のがん患者の苦痛を軽減するケアです。がん患者の増加に伴い、生活の質の向上に資する取組が昨今一層求められてきていると私は考えます。

よって、①現状について。

②国や都の動向について。

③今後の取組についてを伺います。

次に、2、自転車の運転マナー向上策についてです。

自転車の運転マナーについては、高齢者や子供たちにとって自転車は小さな事故であったとしても大きな脅威となります。ちょっとした接触であっても、対象者によっては転倒して骨折すると大けがにつながります。

よって、①現状について。

②今後の取組についてを伺います。

次に、3、市役所トイレバリアフリー化についてです。

松葉づえ等で市役所に来られる方たちも見受けられます。私自身も近年、松葉づえで2か月生活をしたこともあります。

よって、①現状について。

②今後の取組についてを伺います。

次に、4、小・中学校の1人1台端末についてです。

私もタブレットを使用しておりますが、タブレットについては、安心パックということで月何百円利用料を追加することで故障時にはメーカーに対応してもらえることになっております。壊したくて端末を壊すお子様はいないと思いますが、①故障した場合の対応について、②今後の課題についてをお伺いいたします。

次に、5、放課後子ども教室の活動についてです。

放課後子ども教室においては、コロナにより活動が制限されておりましたが、活動のほうは現在また通常どおり再開されております。

よって、①現状について。

②今後の課題についてを伺います。

次に、6、高校生までの医療費無償化についてです。

所得制限なしの高校生等までの医療費無償化については、市民の皆様からも強く実現してほしいと言われていたことでした。

よって、①現在の検討状況について。

②無償化の内容について。

③今後の実施予定についてを伺います。

壇上での質問は以上として、再質問については自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[14番 大川 元君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） おはようございます。

初めに、がん治療のアピアランスケアについてであります。厚生労働省のがんと共生のあり方に関する検討会の資料によりますと、アピアランスケアとは、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと定義されております。医療の高度先進化により、がん治療の実績が向上すると同時に、がん経験者が増加しておりますことから、患者の苦痛を軽減し、生活の質の向上に資する取組が一層求められていると認識しております。

次に、アピアランスケアに関する国や都の動向についてであります。国のがん対策推進基本計画におきましては、がんとの共生に資する施策としてアピアランスケアの必要性が示されており、国において調査、研究が行われております。また、東京都におきましては、東京都がんポータルサイトにより都民の皆様へ周知が行われております。

次に、今後の取組についてであります。市におきましては、国や東京都、他市の取組状況について情報収集を行い、がん治療のアピアランスケアについての調査、研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、自転車の運転マナー向上策についてであります。現状につきましては、東大和警察署等の関係機関の協力をいただきながら交通安全教室や交通安全講習会を各種実施しております。また、新たな取組として、高齢者運転免許証自主返納支援事業の申請時に自転車の運転マナーに関する説明を行い、市が作成したチラシを配付するなど、自転車の運転マナーの向上に関する啓発の強化も行っているところであります。

次に、今後の取組についてであります。近年自転車が関与する交通事故が増加していることから、現在の取組を継続しつつ、今後につきましても機会を捉えて自転車の運転マナーの向上に取り組んでまいります。

次に、市役所本庁舎トイレのバリアフリー化の現状についてであります。本庁舎内には、だれでもトイレを1階に1か所、2階に1か所、合わせて2か所設置しており、車椅子の方を含めて誰でも利用できるよう対応しております。

次に、今後の取組についてであります。市役所本庁舎につきましては建築後約40年が経過し、トイレも老朽化が進んでおります。このため、今年度予算においてトイレの給排水管の改修、個室ブースの改修など大規模な工事を予定しておりますことから、その中でバリアフリーを踏まえた本庁舎のトイレ全体の改修を行ってまいります。

次に、小・中学校の1人1台端末について、故障した場合の対応についてであります。故障の内容に応じて保険適用や自己負担等の対応をしております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、小・中学校の1人1台端末に係る今後の課題についてであります。今年度で3年目を迎えたG I G

Aスクール構想ですが、端末の運用面において課題があると考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、放課後子ども教室の活動についてであります。放課後子ども教室は、放課後における子供たちの安心・安全で健やかな活動場所の確保を図るため、市内の全ての小学校で実施しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、高校生等までの医療費無償化の検討状況についてであります。子育て世帯の負担を軽減し、子供たちの健康を守るため、事業に必要な事務手続の確認や財源の確保について検討しております。

次に、高校生等までの医療費無償化の内容についてであります。現在市で実施している乳幼児医療費助成事業と同様に、所得制限を設けずに義務教育就学児から高校生等までを対象に保険診療分の自己負担を全額助成することを考えております。

次に、高校生等までの医療費無償化の実施予定についてであります。私は自身の公約にも掲げていたことから、一日でも早く実施したい思いでありますが、円滑な事業の実施のためには一定の準備期間が必要なことから、その準備を進め、令和6年度内に実施してまいります。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、小・中学校の1人1台端末について、故障した場合の対応について御説明いたします。

児童・生徒が取扱説明書や注意事項に従って正しく使用していたにもかかわらず生じた不具合などは、保証の範囲内にあるため保険が適用になり、家庭における負担はありません。一方で、故意や過失、またメーカー保証の対象外である加工、修理、改造、清掃等に起因する場合は自己負担となります。

なお、費用については、修理の内容により異なります。

次に、小・中学校の1人1台端末に係る今後の課題についてであります。現在児童・生徒に貸与されている端末が令和7年度で契約が終了となり、令和8年度から新しい端末の使用が見込まれております。そのため、端末の更新や導入ソフトの充実などに係る費用が課題であると考えております。

次に、放課後子ども教室における現状と今後の課題についてであります。令和5年度は全ての小学校において放課後子ども教室を再開し、大半の学校では全学年の児童を受け入れているところでありますが、一部の学校では、ボランティアの体制が整わず、現在一時的に活動を休止しているところがございます。

課題につきましては、子供の見守りを行うボランティアの高齢化、人数の確保が挙げられます。ボランティアが充足していない学校におきましては、引き続き募集を行うことと併せて、令和4年度から開始しました市内の中学生によるボランティアについても積極的に登録や参加を呼びかけたいと考えております。

以上でございます。

○14番（大川 元君） 御答弁ありがとうございました。

そしたら、再質問を行わせていただきます。

アピアランスケアについてですが、他市の取組状況について情報収集を行うとのことでしたが、ほかの自治体の先進的な取組について分かる範囲で教えてください。お願いします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 他の自治体の取組についてでございますが、東京26市のうち6市におきまして、がんの治療による外見の変化の悩みを抱えている患者の方に対し、罹患以前と変わらずに自分らしく生活でき

るよう医療用ウィッグや乳房補整具の購入費用の一部を助成しております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) がん治療の副作用によって見た目が変わるということは、女性だけでなく男性にも起こり得ることです。男性によっても髪の毛が長い人が今は結構増えてきておりますので、あと眉毛が薄い方が、その眉毛がさらに薄くなってしまったりとか、そういったこと、あとまた今国会のほうでもLGBT関連法案が通りましたけれども、ジェンダーの問題で、体は男性だったけども心は女性という方にとってみたらやっぱり放射線、がんの治療によって見た目が変わるということは、私みたいな男と違って切実な問題となってきますので、そういった、やっぱり今どうしてもこの社会が多様化している中で、そういった今言った男女にかかわらず、見た目が変わっていくということについて、あとまたそのがんの発生時期についても、30代や40代で発症される方とかもいますので、そういったことについても、年齢であったり性別、また心の問題とかそういったいろんな問題が多様性でいろんなところに関わってくると思います。そういった非常に、このアピアランスケアについては、これから先、がんの患者が増えていくということもありますし、すごい切実な問題だと私は考えます。

なので、もちろん男性でも利用可能なのでしょうかというところでちょっとお聞きしたいんですけども、アピアランスケア、ウィッグとかそういうもの、医療用のその購入については男性でももちろん利用可能なわけですね。よろしくをお願いします。

○健康推進課長(幸村有紀君) アピアランスケアに関する男性への助成についてでございますが、全ての自治体に確認はしておりませんが、一部の自治体におきまして性別を問わず助成を行っているとの情報は把握しております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) やはり、これから男性でも恐らくこういったアピアランスケアについて、助成制度について利用したいという需要が高まってくると思いますので、調査、研究をよろしくをお願いします。

また、先進的な取組について、東京都の助成制度があるということでも私のほうも聞いておるんですが、その東京都の助成制度、自治体との費用分担についてどのようになっているかお伺いいたします。

○健康推進課長(幸村有紀君) 東京都による助成制度についてでございますが、令和5年度の医療保健政策区市町村包括補助事業におきましてアピアランスケア支援事業が新規のメニューとなっております。内容につきましては、ウィッグなどの購入等に係る費用助成を行う自治体に対して、1回当たりの上限額を10万円とした上で、助成金額の2分の1を補助するというものであります。東京都の補助事業を活用することにより助成額の2分の1を東京都が負担し、残りの2分の1を市が負担するということになっております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) 令和5年度の医療保健政策区市町村包括補助でアピアランスケアについては2分の1を東京都が負担してくれ、都内でも6市で助成している事業だということが分かりました。

先ほども申し上げましたが、恐らくがん患者についてはこれから患者の数が増えてきて、そしてそのニーズについても多様化してくると思いますので、当市ではまだ実施されておませんが、これから恐らく都内の26市の中でも、6市だけじゃなく、ほかの市でも実施するところが増えてくると思います。また、これから先、がん患者についてはすごい、先ほど申し上げましたようにいろんな意味で切実な問題になっていくと思いますので、市民の皆様のためにも実施を目指していただきたいと思います。

また、若い方の動向を見ますと、何か昔よりもちょっと、その髪の毛の手入れについて、いろんな何か用品が増えたりであったりとか、あとそれを専門に行うクリニックであったりとか、そういったところかが増えてきておりまして、若い男性とかもやはりこういうアピランスケアについては動向を気にしているということが私のところにも入っておりますので、引き続き調査、研究をお願いしたいと思います。

アピランスケアについては以上で終わらせていただきます。

次は、自転車のマナー向上策についてに移りたいと思います。

自転車のマナー向上の現状につきましては、交通安全教室の実施などの様々な対策を実施していただいていると御答弁いただきました。昨年、市内で自転車に関与する交通事故、その件数は何件発生したのか、そして自転車事故に関与した方の年齢層、また東大和市内の自転車事故の特徴とかが分かればお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 警視庁の統計によりますと、令和4年に市内で発生した自転車事故の件数は169件であります。市内で発生した交通事故のうち自転車に関与した交通事故の割合は54.3%であり、26市中6位と、他市に比べて自転車事故が占める割合が多くなっております。

また、自転車事故に関与した方の年齢層につきましては、東京都全体と比較いたしますと、高校生及び65歳以上の高齢者が多く、特徴としては、自転車事故に関与した自転車利用者の約7割に安全不確認などの違反があるといったものがございます。

以上でございます。

○**14番（大川 元君）** 市内では高校生と65歳以上の高齢者による自転車事故が多く発生しているとのことでした。先ほど御答弁いただいて、運転免許証の自主返納支援事業の機会を生かした取組など、高齢者につきましては機会を捉えて自転車の運転マナーの向上策に取り組んでいくことが有効であると思います。

それでは、高齢者だけでなく、関与率の高い高校生に対する取組も含め、さらなる自転車の運転マナーの向上策として、今後具体的にどのような取組を実施していくのかについてお伺いします。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 高校生に対する現状の取組といたしましては、自転車で通学する際の注意点などをまとめたチラシを作成し、入学の時期に合わせて市内の2つの高等学校に配付をしております。また、交通災害共済の申込みで市の窓口に来られた方へ、共済金の請求が多い自転車事故への注意喚起を図るためのチラシを配付するとともに、5月に自転車安全利用TOKYOキャンペーン期間中に東京都及び東大和警察署と連携しまして、桜街道といちょう通りの交差点周辺において自転車安全利用街頭啓発隊を実施しているところであります。

今後の取組といたしましては、お子様を乗せて自転車を運転する際の注意点などをまとめたチラシを作成しまして、市内の保育園・幼稚園等を通じて保護者へ配付するなどの取組を検討しております。

以上でございます。

○**14番（大川 元君）** 御答弁ありがとうございました。

市では、自転車事故の特徴に応じて、主なターゲットを認識しながら様々な取組をしていただいているということが確認できました。自転車に関与する交通事故については、年齢以外にも、幹線道路沿いの地域、住宅街、幅員の狭い道路が多い地域など、地域によって傾向が違っているということが分かりました。

先ほど冒頭でも述べましたが、高齢者であったりとかお子様の世代というのは、小さな接触であったとしても大きなけがにつながるということを申し上げたとおりですが、その傾向から考えると、今回御答弁いただき

ました傾向はまさに、東大和の場合はその傾向どおりだと思いますので、やはり東大和で高齢者であったりとか通学をされている方の事故が多いということについては、そういった方について、事故が起こったときに大きなけがにつながるという可能性が私個人としては非常に高いということで、その点を認識した上できちんと対策を立てていただいているということについては分かったんですが、さらにもう少し踏み込んで、やはり特にそういう大けがが起きますと、なかなか、子供たちにとってみたら、治療期間が長期間に及ぶとやはり思い出づくりであったりとか、あと高齢者にとっては長期入院になりますと筋力の低下がやっぱり若年層に比べて結構進行しやすいんですね。そういったところで、その20代や30代、40代と違って、その与える影響がやはり東大和市の事故の傾向を見ますと、その大きい方たちの事故がやはり多く発生しているということが分かりましたので、その点について今後も意識して取り組んでいただければと思います。

これは今申し上げたのは要望ですので、御答弁は結構です。

それでは、次、自転車マナーについては以上にしまして、次の質問に移らせていただきます。

次、市役所本庁舎トイレのバリアフリー化についてなんですが、私も、言いましたように、ちょっと松葉づえで、議員になってから2か月間生活したことがあります。そういった、御答弁でだれでもトイレがあるということについては分かったんですけども、そういう松葉づえで来庁しますと、やはり車椅子の方とかがやっぱり利用しているところとかをやっぱり優先しなきゃいけないなということで、松葉づえで私がやっぱり市役所来ますと、なかなかちょっと、だれでもトイレにそんな個人的には簡単に入りづらいところがありまして、一般のトイレに行って松葉づえを立てかけて、トイレ行ったときとか、そういった私や、30代、40代でその骨折とか、その程度で来庁された方、バリアフリーのトイレをちょっと心理的にも少し、もう少し困っている方とかにやはり譲ったほうがいいんじゃないかということで、ということもあると思いますので、その点を踏まえた上でちょっと現状についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（矢吹勇一君） 市長答弁でも申し上げましたとおり、本庁舎ではだれでもトイレを2つ設置しております。

それと、つえをついた場合での利用ということでございますけれども、現在男性の小便器につきましては手すりというものが特に設置しておりませんで、確かつえが必要な方とかの利用に関しては若干使いづらいという面があるというふうに認識しておりますので、今年度トイレの改修を予定しておりますので、その際にぜひ効果的な設置方法について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○14番（大川 元君） 今私が申し上げたことについて前向きに検討していただけるとのことで、ありがとうございます。

やはり、これだけいろいろと社会が多様化してくると、いろんなニーズに合わせて市のバリアフリー化も進めていかなければいけないというふうに私も考えておりまして、私自身の体験からしても、そういったことが実現できれば非常にありがたいと考えておりますので、よろしく本当にお願いたします。

そして、それを含めた上で、今後の取組についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（矢吹勇一君） バリアフリーの取組でございますが、繰り返しになりますが、今年度のトイレ改修に合わせて、例えば男性の小便器での手すりの設置、また個室の便器につきましても、現在も一部手すり等を設置しておりますが、より利用しやすいものに改修を進めていきたいと考えてございます。

以上です。



○14番(大川 元君) ありがとうございます。私も看護師資格も有しておりますので、そういった市民の皆様が困らないように引き続きよろしく申し上げますと要望しまして、この項についての質問を終わらせていただきます。

次に、小・中学校の1人1台端末についてなんですが、故意にタブレットを壊した事例について、どのような事例があったかについてちょっとお伺いしたいと思うんですが、先ほどの答弁だと、ちょっと故意の場合はそういった保証の対象外になるということだったんで、実際にそういったことがあったかについてお伺いしたいと思います。

○指導担当課長(菅野恭子君) 故意にタブレットを壊した事例につきましては、昨年度1件ございました。内容につきましては、当該生徒が保護者から注意を受けた際に興奮してタブレットをたたきつけて破損してしまった事例でございます。この件については自己負担で購入をしております。

以上でございます。

○14番(大川 元君) そういった事例が東大和市でもあったということが確認できたんで、ありがとうございました。

過失については保険が適用するとのことでしたが、子供の頃、私自身もやはりまだまだその人格形成が未熟だったこともありまして、親とけんかしてちょっと若干家の物を壊したとかいう経験がありますので、その故意で壊した方がやはり後で恐らく非常に反省されたことだと私も思います。なので、故意であっても保険が適用するようにしてほしいという思いもあるんですけども、ただそうなりますと、一方で子供たちがタブレットをちょっと大切に扱わないようになるのではないかとこのころのちょっと危惧もありますので、その点についてはしっかりと、子供の人格というのはやっぱりなかなか大人のようにまだ成熟してないということと、子供のタブレット、ちゃんときちんと大切に扱っていくところのバランスを考えた上で今後調査・研究していただきたいと思います。

また、ちょっと今回は質問をしないんですけども、休みの期間であったりとか、先ほど更新時期が近づいてくるといふうに聞いたんですけども、そのタブレットのメンテナンスなんですが、私が聞いたところですと、結構メンテナンスの期間が長期間にわたって、その間、子供たちがタブレットを使えないということを私は聞いておりますので、子供たちにとってみたら、やっぱり一日一日の意味合いが私みたいな大人と違って非常に大きな意味を持つので、そこでやはり自分自身の学習であったり学びにタブレットが手元から長期間離れるというのは影響が大きいと思いますので、その点についてもできるだけメンテナンス期間を短くできるようにできるのであれば、そこもちょっと調査・研究していただければと思いますんで、これは要望ですので御答弁は結構です。

1人1台端末については以上で終わらせていただきます。

次に、放課後子ども教室の活動についてなんですが、やはりコロナの間にちょっと放課後子ども教室がいろいろと自粛になったところで、先ほど言われたボランティアの確保であったりとか、そのスタッフの高齢化という問題がどうしても今再始動しているところで起こってきているということが御答弁で分かりました。

ちょっとそういった意味においては、やはり限られたスタッフの中で今再始動してるんで、ちょっとそういう状況だということは私も分かっているんですけども、ただ雨の日に活動がちょっと限定されるといった、そういう学校があるということもちょっと聞いておりますので、そのことについてお伺いいたします。

○青少年課長(石川博隆君) 現在活動場所を校庭のみとしているところが第三小学校でございますけれども、

従前は、放課後子ども教室の受付場所を兼ねまして、活動場所をプレイルームという形で教室を1室お借りしておりました。その後、令和3年度から学校内学童保育所の設置に御協力いただくことになりまして、放課後子ども教室でお借りしてる教室と、生活の場としての専用のお部屋としてその1教室、合わせて2教室をお借りすることとなりまして、今現在の場所に整備、開設に至っているところでございます。

新しい学童保育所の第三クラブが運営開始直後は、やはり新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、放課後子ども教室は全面的に中止というふうな形になってございました。またその後、学年を限定して再開してからも、子供たちの密を回避するという観点からこちらの教室は利用しておりませんでした。

現在はコロナ類型も変更されたことによりまして、子供の密も従前よりは緩和されているということもございますので、雨の日におけるその教室の活用ですとか、またそのほかのスペースの利用につきましては、今後学校やその放課後子ども教室のボランティアとも調整を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○14番(大川 元君) コロナの影響が複数年にわたって長期間に及んだんで、そんな中で、なかなか活動が再開できない中で今再開してきたということで、いろいろとその放課後子ども教室の再開についても、皆さんでいろいろと調整してやっていただいているということについては私も認識してるんですが、先ほどもちょっとタブレットのところで申し上げましたけれども、子供にとってみたら、やはり一日一日が非常にやっぱり人格形成であったりとか、そういったとこに影響が大きくなってきますので、できれば、これは要望なんですけども、天候等に影響を受けないように放課後子ども教室を市内の生徒の皆さんが利用できるようにしていただきたい。ただ、それについては、ボランティアの確保が大変であったりとか、高齢化が進行してるとかという問題がありますので、今の中で、皆さんで調整して話し合いを進めてやっていくということを答弁いただきましたけど、その延長線上でしっかりと、でき得るのであればやっていただきたいと、そのように要望して、放課後子ども教室について、この項の質問は終わらせていただきます。

次に、和地市長の公約でもあった高校生等までの医療費無償化についてなんですけれども、これは私も代表質問でやらせていただきました。非常に私のところにも実現してほしいというメールであったりとか意見というのが結構多かった事例になりますので、そういった意味では、和地市長のお力があるって、その公約にさせていただき、その実現できるということについて私自身も非常によいことだなというふうには考えております。

そこでお聞きしたいんですけど、本年10月から立川市や日野市において高校生等までの医療費を無償化するなどの動きがありますが、改めてこの近隣の多摩地区の状況はどのようになっているかについてお伺いしたいと思います。

○子育て支援課長(新海隆弘君) 令和5年4月1日現在で申し上げますと、義務教育就学児医療費助成事業については、多摩地区26市で所得制限を設けていない市が15市、一部設けていない市が3市、所得制限を設けているのは当市を含め8市となっております。また、200円の窓口自己負担分を助成している市は6市となっております。

高校生等医療費助成事業につきましては、所得制限を設けていない市は11市、所得制限を設けているのは15市、200円の窓口自己負担分を助成している市は4市となっております。

以上です。

○14番(大川 元君) 今は多摩地域においてもいろんな市でこういった取組についてこれから行われていく、またもう今現在実施している市があるということが分かりました。そういった中で力強くメッセージを発信し

て、東大和市においても実行していくという、そういったことについては非常に私もいいことだと思いますので、私の立場からも応援したいと考えております。

そこで、お聞きしたいんですけど、無償化の実施により新たに必要となる経費の試算、それが分かるようでしたらよろしくお願いたします。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 扶助費等の経費で申し上げますと、現時点での試算でございますが、新たに必要となる経費は年間約6,900万円と見込んでおります。内訳は、義務教育就学児が約6,110万円、高校生等が約790万円と見込んでおります。

以上です。

○14番（大川 元君） 私の感覚からすると非常に大きな金額だというふうに考えているところなんですけれども、先ほども申し上げたように、日本の政府としても子育てに対して予算をこれから注いでいくということで、社会全体が今子育てについて応援していくという、そういった空気になっておりますので、できる限り市民の皆様が喜ぶ形で実施していただきたい、そのように思います。

また、これは質問なんですけども、所得制限を撤廃することで新たに医療費助成の対象となる子供の数がどのぐらいいるのかについて、分かる範囲でお答えください。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 新たに対象となる子供の数でございますが、義務教育就学児医療費助成事業は1,800人程度、高校生等医療費助成事業は570人程度と見込んでおります。

以上です。

○14番（大川 元君） 1,000人単位で非常に大きな児童の皆様に影響を与えるということで、それが分かりました。

やはりそういった何千人という人の未来に非常に大きな影響を与える、そういったことだと私も考えておりますので、その点についてできるだけ市民の皆様が喜ぶ形で実現していただきたい、そのように考えます。

そして、次にお伺いしたいんですけども、事業の実施に必要な準備期間は具体的にどのくらい必要なのかについてお伺いしたいと思います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 条例改正等の事務手続やシステム改修、あと対象者の抽出や申請受付及び医療証の交付などの作業が必要であります。そのほかにも新たな医療証番号の付番等について、東京都経由で国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金との調整が6か月程度はかかるかと聞いています。

以上です。

○14番（大川 元君） やはりそんな簡単に、実行するといっても、非常に準備期間であったりとか、その準備のためにいろいろと手続が必要だということが分かりました。今御答弁で、東京都経由とかいうことも御答弁いただいて、代表質問でもお聞きしたんですけども、この事業について、現在東京都とはどういった調整を進めているのか、そのことについてちょっとまた再度、代表質問でも聞いたんですけども、お聞きしたいと思います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 現在高校生等医療費助成事業の東京都と市の補助金の配分のことについては協議事項になってございますが、今回のこの無償化につきましては、まだ東京都とは特に調整はしてございません。

以上です。

○14番(大川 元君) 市民からは非常に要望がある事業というのは、イコール、東大和市民ということは東京都民でもありますので、東京都もそんないきなり方針を変えとか、そういった話はないと思うので、やはり東大和市民は東京都民でもあるということをきちんと東京都にも認識してもらって、東大和市がこの事業をやることについて、きちんと東京都にも引き続ききちんと調整して協力を要請していただきたい、そのように考えます。

都内26市では、所得制限を設けてなくても、200円の窓口負担のある、自己負担がある自治体がまだあるとのことで先ほど御答弁いただいたんですけれども、今回所得制限だけでなく、保険診療分の自己負担を全額助成するということが和地市長のほうで公約されたので、その点について、ちょっと他市の取組と、やはり東大和市がこれからちょっと先進的に取り組むことだと思いますので、その点について市長の思いをお伺いしたいと思います。

○市長(和地仁美君) 所信表明でも述べさせていただいたとおり、私は、生涯を通して健康でいるためにも、体がつくられる子供時代の健康がとても重要だというふうに考えておりまして、その点を踏まえ、所得制限を設けずに高校生等までの医療費無償化の施策を公約として掲げさせていただいたところです。

全ての子供たちが平等に支援を受けて、健康で健全な生活を安心して送ることができるように早期の実施に努めてまいりたいと思いますが、先ほどの答弁にあったように、保険証は市内だけじゃなくて日本全国で使いますので、その点の形でいろいろな準備もしていかなきゃいけないというところで、トラブルのないように、順調に行くように準備を進めておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○14番(大川 元君) 御答弁ありがとうございました。

今回の質問では、私も2期目に入ったということで、市民の人生をちょっと考えて、生まれてから子供時代、そしてそこから先の青年時代、そして高齢者になってからということで、自転車マナーも含めた上で、その東大和市の傾向を捉えて、それで東大和市のやはり傾向に合わせてやはり市ではいろいろな取組をやっているか、やはり東京都も広いし、国も広い中で、やっぱり東大和市の特徴っていうのがあると思うんですね。

そういった中で、和地市長におかれましては非常に市民のニーズに応えた、こういった高校生等医療費無償化のそういった取組をやっていくということで、私としてもその思いは市長と一緒にいうところもありまして、その点について引き続きしっかりと協力していきたいと考えております。

やはり私も2期目に入りまして考えていかなきゃいけないことは、ちょっと視野を広げていかなきゃいけないということで、今回は私自身、市民一人一人のその人生、そのことについて、その年齢であったり性別、そういったのを関係なく多様化していくこういった社会の中で、市民の人たちが東大和市に何を求めているのか、その点について私のほうで考えて、今回はこういった一般質問をさせていただきました。

なんで、引き続き私自身も、そういった市民の皆様は何を東大和市に望んでいくのかということについて、広い視野を持って、市長がおっしゃられた4つの目っていうところもちろん参考にしながら、今後もしっかりと議員活動をして取り組んでいきたいと思っております。

その点について申し上げます、今回、この本議会における私の一般質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました、どうも。

○議長(東口正美君) 以上で、大川 元議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 二 宮 由 子 君

○議長（東口正美君） 次に、1番、二宮由子議員を指名いたします。

〔1番 二宮由子君 登壇〕

○1番（二宮由子君） 議席番号1番、立憲国民クラブ、二宮由子です。通告に従いまして、令和5年第2回定例会における一般質問を始めさせていただきます。

学校制服は、着物が主流であった明治時代に、男子の詰め襟学生服、ズボン、学帽などの近代的な洋服を取り入れた海軍式制服を採用したのが始まりとされ、愛校心や帰属意識を高め、仲間意識などの連帯感が醸成されるメリットがあり導入されました。しかしながら、当時の洋服は大変高価であり、その費用を負担できる家庭は上流階級に限られました。

その後、皆が同じ制服を着用し平等な状態で学校に通う、貧富の格差がなく、同じ場所で同じものを共に学んでいることを象徴する服装として、全国の中学校、高等学校などに広がり、定着されました。

近年、急速な情報化や国際化の進展に伴い価値観や性の捉え方が多様化する中で、当たり前のように着用され続けていた制服についても、その在り方が問われる状況となっております。また、入学時に保護者が準備する品目の中でも購入に係る費用が比較的高額であることから、文部科学省から、保護者の経済的負担が過重なものにならないよう留意する必要性が示されるなど、制服を取り巻く環境は変化を続けています。

本市では中学生の登下校などに着用する服装を標準服と呼称しておりますので、標準服と申し上げ、質問させていただきます。

こうした状況から、本市でも保護者の経済的負担軽減や性的マイノリティーへの適切な配慮、またジェンダーレスの観点から、標準服の在り方について、これまで培ってきた伝統を大切にしながら、生徒や保護者、学校関係者などと対話を重ね、時代の変化に柔軟に対応した検討が必要ではないかと考えました。

そこでお伺いをいたします。

第1に、教育環境について。

①中学校標準服の選択制について。

ア、現状及び対応は。

イ、標準服のあり方及びジェンダーレス化の推進は。

ウ、標準服の自由化や選択制導入の経緯は。

エ、導入のメリット、デメリットは。

オ、他市の状況は。

カ、今後の課題は。

②学校内におけるルールメイキングの取組について。

ア、現状及び対応は。

イ、今後の課題はなどお聞かせいただきたく、お伺いをいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては、御答弁を踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔1番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、中学校標準服の選択制の現状と対応についてであります。昨今、全国的にも

生徒の性自認などの多様性や気候変動に配慮し、標準服の選択制を導入及び検討している自治体が増加しております。本市におきましても、標準服の選択制について導入しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、標準服の在り方とジェンダーレス化の推進についてであります。現状、標準服に関することにつきましては各学校の校則に位置づけられているところではありますが、近年の社会変化等を踏まえ、その在り方についても様々な取組が進められております。

ジェンダーレス化の推進につきましては、男女の性差を前提とした校則等が改善されるよう、多様性を認め、一人一人の人権が尊重される学校教育の実現に取り組んでいるところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、標準服の自由化や選択制の導入の経緯についてであります。時代の変化とともに子供たちを取り巻く環境などが多様化してきており、標準服につきましても時代に即した対応が求められております。このような背景を踏まえ、個に応じた配慮ができるよう、学校状況に応じて導入をしてきたところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、導入のメリットとデメリットについてでございますが、標準服の選択制は服装を用意する家庭との連携も必要になる取組であることから、子供たちだけではなく、家庭との連携も踏まえて進めてまいりました。また、標準服の自由化を検討する目的で行いました生徒と保護者アンケート結果において、様々なメリット、デメリットの意見がございました。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、他市の状況についてであります。本市と同様に標準服の選択制を取り入れている自治体があるものと認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、今後の課題についてであります。地域や学校における状況の差も考慮しつつ、各校の生徒の主体的な取組が推進されるよう、引き続き積極的な見直しを行っていくことが重要であると考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、学校内におけるルールメイキングの取組についてであります。子供たちが日々の生活の中にある約束等について意味や意義を理解し主体的に取り組むためにも、現状を捉え、よりよくするために自ら改善策の検討に加わり、自分のこととして課題改善に関わることは大切なことであると考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、今後の課題についてでございます。時代の変化に伴い、子供たちの実態に合った取組内容となるよう、絶えず見直しを行っていくことが課題であると考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

以上です。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○教育長（岡田博史君） それでは、教育環境における中学校標準服の選択制について御説明いたします。

現在市内全中学校において標準服の選択制を導入しており、学校によりましては選択肢の中に私服が入っている状況であります。

次に、標準服の在り方とジェンダーレス化の推進についてであります。標準服は校則の中に含まれている

ものであり、その校則については特に法令上は規定されていないことから、社会通念上合理的と認められる範囲において校長が定めるものとされています。

また、校則の在り方については、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、学校の教育目標に照らして適切な内容かどうかを見直す必要があります。そのため、児童・生徒、保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めることが望ましいと考えられているため、標準服の在り方につきましても同様であると考えております。

ジェンダーレス化の推進につきましては、標準服の選択制も一例であり、性的マイノリティーの考えに配慮し、スカート、スラックス、ワイシャツ、ポロシャツ等を男女問わず選択し着用できる学校もございます。さらに、2校につきましては私服も選択できるようになっております。

次に、標準服の自由化や選択制の導入の経緯についてであります。生徒の中には、感覚過敏等で標準服の素材や形が体に合わない等の理由により、学習に集中しやすい服装の選択を可能とした学校や、LGBTQなど性的マイノリティーへの理解の促進、また生徒会などにより標準服の自由化の協議が始まったことがきっかけで導入に至った学校もございます。

次に、導入のメリット、デメリットについてであります。標準服の自由化試行期間後に学校が保護者と生徒に行ったアンケートでは、生徒の約9割が肯定的であった一方で、保護者の肯定的な割合は約6割にとどまったという結果が出ております。

保護者アンケートによるメリットとしての意見としましては、自由な服装で登校できる学校は雰囲気がよい学校とも言えることや、標準服でも私服でも好きなほうを選ぶことができた、校則の中で規律を守るのではなく、自由の中でも規律があることが分かったなどがありました。また、デメリットとしましては、肩出しやミニスカートを見かけ、学校の雰囲気・イメージが悪くなることや、毎日の服選びに時間がかかり、子供が何を着ていいのか悩んだ、洗濯物が増えた、私服の購入にお金がかかるなどの意見がありました。

次に、他市の状況についてであります。近隣の6市の状況であります。6市とも購入時にスカートかスラックスを選択することができ、そのうちの1市においては私服も選択できると伺っております。

次に、今後の課題についてであります。標準服の在り方や選択制等は、学校と生徒、保護者が十分状況を理解して取り組めるよう、情報共有や検討する場の確保等が必要になると考えております。そして、各生徒がいずれかを選択した結果、少数になった生徒が苦しまず安心して着用できるよう、今後も対話を重ねてお互いが納得できる環境づくりを進めていくことが不可欠であると認識しております。

次に、学校内におけるルールメイキングの取組に関する現状及び対応についてであります。昨年12月に改定されました生徒指導提要では、校則が制定されてから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目標に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また本当に必要なものか等、絶えず見直しを行うことが求められております。

そのため、学校が子供たちの実態を踏まえ、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、特別活動等において子供たちに校則や生活の決まりの意味等を考えさせ、学校生活をよりよくするための取組を進めているところでございます。

次に、今後の課題についてであります。生活の決まりや校則については、守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員、児童・生徒がその背景や理由についても理解し、児

童・生徒が自分のこととしてその意味を理解しながら自主的に約束を守ることができるよう、指導を継続的に  
行うことが課題であると考えております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 御答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、中学校標準服の選択制についての現状及び対応はについてです。

市内全中学校で標準服の選択制を導入されているとの御答弁ですが、寒暖差の対応ですとか着脱のしやすさ、  
性の多様性などの配慮から標準服の見直しなどが検討されている自治体が多い中、当市で市内中学校における  
標準服の選択制導入について、教育委員会としてどのように受け止めていらっしゃるのかお伺いいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 市内中学校において標準服の選択制を導入している現状につきましては、個々  
の生徒の状況に応じた対応を行っている認識をしております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） この標準服の選択制について、私、平成31年の第1回定例会で制服の選択制導入の検討  
について質問をした際に、このときの御答弁が、第一中学校が女子の制服にスラックスを用意し、ほかは個別  
に対応していただいているという御答弁がありました。選択制導入にぜひとも取り組んでいただきたいと申し上げ  
てから4年が経過をして、標準服を取り巻く環境も大幅に変化があり、当市でも全校で選択制が導入されて  
おりますけれども、何をどう選べるのかはその学校によって差があると思うんですね。

そこで、どの程度の選択肢があるのか、例えばスカート、スラックス、ネクタイ、リボンなどの組合せを自  
由に選ぶことができるのかを伺うのと併せまして、一般的に衣替えは今の時期、6月上旬に冬服から夏服へ、  
そして10月上旬に夏服から冬服へと移行しますが、衣替えの規定について、移行期間としてどの程度設けられ  
ているのか、またその柔軟な対応が図られているのか確認をさせていただきます。

○指導担当課長（菅野恭子君） 標準服の選択肢と衣替えの規定についてであります。市内全校において女子  
がスカート、スラックスを選択できるようになっております。また、女子がネクタイ、リボンを選択できるの  
が2校、男女ともにワイシャツ、 Poloシャツの選択可能が4校であります。また、衣替えの規定につきましては  
は、時期を一定期間設けて夏服・冬服で切り替えている学校が1校、そのほかの学校は期間を設定しておらず、  
生徒が自分の体調・体感に合わせた標準服を着用できるようにしております。

なお、時期を設定している学校につきましても、期間を長く取りまして、生徒の体感・体調に合わせて標準  
服を着用できるようにしております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 選択肢として、市内全校で女子生徒のスラックス着用が認められているという御答弁で  
すけれども、これは性的マイノリティーの対応と主に冬場の寒暖対策ですか、あと動きやすさという点から全  
校に広がっているんだというふうに思います。また、男女ともにワイシャツ、 Poloシャツの選択可能が4校、  
そしてこれは近年の気温の上昇ですとか空調導入などによって気温差の対応をしていただいているというふう  
に思います。衣替えの期間についても、生徒が自分の体調に合わせた標準服を着用できるなど柔軟に対応して  
いただいているのが確認できました。

また、その学校によっては選択肢の中に私服が入っている状況との教育長からの御答弁もありましたが、そ  
れぞれ学校には個性があって、状況は決して同じではないというふうに思います。



そこで、その選択肢に私服を取り入れた学校の詳細、例えば入学式や卒業式、そして合唱コンクールなどの式典や行事に出席される際の服装などの対応について伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 標準服に私服を取り入れた2校についてであります。1校は儀式的行事では学校で推奨している標準服を着用としておりまして、ほかの1校は式典等にふさわしい服装にすることを生徒自身に考えさせております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 今の御答弁だと、1校は保護者が標準服を購入する必要はないというふうに思うんですけども、もう1校は儀式的行事に学校で推奨している標準服を着用するとされておりますので、保護者は必ず標準服を購入しなければならないのか、そこだけ確認させてください。

○指導担当課長（菅野恭子君） 儀式的行事に学校で推奨している標準服を着用する学校につきましては、昨年度から選択肢に私服を入れるということを生徒とともに検討し始めた段階でありますので、今年度入学した生徒については入学時に購入をしております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） そうしますと、昨年度から検討を始めた段階なので、今後その見直しをされる可能性があるのかどうか確認いたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 現在検討している段階であるため、引き続き生徒、保護者とともに見直し、検討を進めていくと聞いております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 今伺ったように、同じくその選択肢に私服を取り入れていたとしても、その学校によって対応がこんなに異なることが確認できましたので、次の標準服のあり方及びジェンダーレス化の推進はについて伺いたいと思います。

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

---

午前10時42分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（二宮由子君） それでは、次の標準服のあり方及びジェンダーレス化の推進はについて伺います。

標準服は各学校の校則に位置づけられ、校長が定めるものとの御答弁でした。

そこで、壇上でも申し上げましたとおり、標準服を取り巻く環境が変化を続けている中で、標準服の在り方など見直す際、学校によって対応が大幅に異なることがないように、標準服の考え方や基本方針などを教育委員会として各学校に示す必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 標準服を含む校則につきましては、各学校の子供たちの実態及び保護者や地域の理解も伴う内容となるため、学校により状況に応じた対応を取ることで対応が異なる場合もございます。

このような状況を踏まえ、教育委員会としましては、全校で一律同じような対応をとっているのではなくて、学校や地域の状況、社会の変化などを踏まえた上で、適切に説明できない状況であれば、改めて現状に合う内容に変更する必要があるかなどの見直しを行うことなどについて、引き続き指導をしてまいります。その際には、生徒や保護者などの関係者から意見を聴取し、現状について確認をしたり、議論したりする機会を設けること

が重要であることについて共通理解を図ってまいります。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） もちろん、各学校の状況に応じて標準服の対応が異なるというのは理解できますし、全校で一律同じ対応をしていただきたいとは私も思っておりませんので、そこだけはよろしく願います。

校則で規定されてる標準服を見直す際に、各学校の取組など明確に整理をし、生徒、保護者、教員等から意向を伺いながら、学識経験者や校長を交え、今後の標準服の在り方について総合的かつ効果的に推進するために幅広く協議する場として、ぜひその標準服の在り方検討委員会を立ち上げていただき、東大和市としての考え方や方向性などを示していただけるように、これは要望とさせていただきます。よろしく願いいたします。

先ほど、市内全中学校で標準服の選択制を導入されているとの御答弁の中で、標準服を男女問わず選択し着用できる学校もあるというふうな御答弁をいただきました。自認する性別での標準服の着用を身体的・心理的理由によって個別対応をされているのでしょうか。それとも校則などの規定で認められているのか確認をさせていただくのと併せまして、ジェンダーレス化が進む中で、標準服の申込み時の表記についての現状を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 現在は、女子用の上着ではなく男子用の上着を着用したいという生徒でありますとか、その逆の場合につきましても、要望を受けた場合、個別に柔軟に対応していると報告を受けております。

標準服の申込み時の表記についてであります。標準服を製作している業者が女子用、男子用と表記して作製しているのが現状でありますけれども、ある学校については、業者に対してA型、B型という表記にできないか提案をし、変更したとのことです。そのほかの学校においては、現在女子用、男子用となっておりますが、今後検討する考えがあると複数校から聞いております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 表記について、今後検討される学校が複数校あるとの御答弁でしたので、ぜひとも現状の男子用、女子用という表記から、学校から提案されて変更されたように、標準服A型、B型のように、性別に違和感があり、男子用、女子用と決められた服装によって苦しめられている生徒もいらっしゃる中で、全ての生徒が学校生活を送りやすいような、そういった環境をつくっていただきたく、性的マイノリティーの生徒への配慮に努めていただきますようによろしく願います。

また、きめ細やかな対応として、自認する性別の標準服の着用について、現在は個別に柔軟に対応していただいておりますけれども、要望があれば対応するというのではなく、自由に選ぶことが自然で当たり前の環境づくりに努めていただき、全校で性別にかかわらず自由に組み合わせることが可能となるなどの規定の見直しを検討など、働きかけを行っていただきたく、御見解を伺いたいと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 自認する性別の標準服の着用につきましては、生徒指導提要におきましても、性的マイノリティーに関する児童・生徒への支援の一例として服装が挙げられております。

教育委員会としましては、今年度、人権教育担当者や生活指導担当者などを対象とした研修において、性的マイノリティーを含む多様性に関する内容を扱う研修を行っておりますが、引き続き、養護教諭や学校医、スクールカウンセラーなどと連携した研修の充実を図ってまいります。

なお、市内の取組については、今後も各学校の取組状況について、学校間同士において成果や効果、課題などを共有できる機会を確保してまいります。

以上でございます。

- 1番(二宮由子君) 性的マイノリティーなどの対応ですとか支援というのは高い専門性が必要となりますので、ぜひとも関係機関との連携や研修の充実など、お願いをしたいと思います。

次の標準服の自由化や選択制導入の経緯はについて伺います。

生徒会などによって標準服の自由化の協議の始まりがきっかけで導入された学校もあるというふうな御答弁をいただきました。

そこで、協議内容ですとか試行期間など、導入までの流れについて伺います。

- 指導担当課長(菅野恭子君) 標準服の自由化や選択制導入の経緯についてであります。ある中学校の取組事例では、平成24年度に生徒会が主体となって人権宣言を制定し、平成31年度に東京都の人権教育推進校の指定を受け人権教育を推進するとともに、ワイシャツ以外にも白いポロシャツの導入が始まりました。その後、令和2年度に校則の見直しとしまして、さらに紺色のポロシャツを追加し、生徒会による標準服自由化の協議が開始したという経緯がございます。これを受け、令和3年度に標準服の自由化に関する保護者アンケートの実施のほか、校則の見直しとして女子のスラックスを導入し、衣替え期間の廃止と髪型規定の廃止を行っております。

このような段階及び経緯を経て、令和4年度に標準服の自由化の試行期間を実施し、令和5年度から標準服を自由化しております。

なお、校則の見直しも継続しております。

以上でございます。

- 1番(二宮由子君) 今伺った御答弁で、標準服の自由化については長い年月をかけて段階を経て、いろんな段階を経て取り組んでいらっしゃる事が確認できました。

そこで、御答弁のありました令和3年度に実施された保護者アンケートの結果の内容についてを次の導入のメリット、デメリットについてで伺いたいと思います。

標準服の自由化について、保護者と生徒のアンケート結果から、生徒の9割が肯定的で、保護者は6割にとどまったとの御答弁でした。

そこで、この結果を踏まえて、今後の標準服自由化の取組についての御見解を伺いたいと思います。

- 指導担当課長(菅野恭子君) 標準服につきましては、各学校で生徒、保護者等の意向を踏まえまして、学校状況に応じて対応をしているところです。

今回、生徒指導提要の中で校則の運用見直しとともに、性的マイノリティーに関する理解と学校における対応などにも触れられており、いずれも子供、保護者の意向や理解をもって進めることの大切さが記されております。

教育委員会では、私服を選択肢に入れている学校の取組について、成果や課題、効果等について校長会などで情報を共有できる機会を設けてまいります。

以上でございます。

- 1番(二宮由子君) 標準服の自由化や私服を選択肢に取り入れている学校は、当市の中でも新しい取組としてチャレンジしておりますので、ぜひとも成果や課題など、各学校間で情報共有を行っていただき、課題解決に努めていただくようお願いいたします。

保護者からのメリット、デメリットの意見は先ほどの御答弁から確認をさせていただきましたが、生徒から

も様々な意見が寄せられたのではないかと思いますので、その内容も確認させていただきます。

- 指導担当課長（菅野恭子君） 生徒からの意見として、メリットとしましては、気候や体調に合わせて着用する服を選択できるということがよいという声が多いとのこと。一例としまして、さらにアトピー性皮膚炎や肌荒れなどがある生徒について、木綿やガーゼの生地を使用した服を選択できることがよいという例も挙げられております。一方で、デメリットとしましては、女子生徒の中において、周囲の視線を感じ取り、服装を選ぶのが面倒であるという声もあるとのこと。

以上でございます。

- 1番（二宮由子君） 今伺ったように、生徒の9割が肯定的でしたので、デメリットというよりもメリットの好意的な意見のほうが多かったのではないかというふうに思いますので、ぜひとも生徒の意見ですとか、あと他市の事例なども把握し、各学校への周知など、成果や課題と併せて情報共有を進めていただければというふうに思います。

次の他市の状況はについて伺います。

近隣6市について確認をしていただきましたが、その6市とはどちらの市なのか、改めて伺います。

- 指導担当課長（菅野恭子君） 近隣6市につきましては、立川市、東村山市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市になります。

以上でございます。

- 1番（二宮由子君） 今伺った6市は、人口ですとか、学校数ですとか、当市とは大きく違いますので、比較は難しいかもしれませんが、6市のうち1市で私服も選択できるとの御答弁でした。

そこで、その1市の市では、全中学校で標準服の自由化、私服の選択が可能なのか確認させていただきます。

- 指導担当課長（菅野恭子君） 近隣6市のうち、私服も選択できる市についてであります。該当する市には中学校が7校ありまして、そのうちの1校が私服も選択肢に入っているという状況でございます。

以上でございます。

- 1番（二宮由子君） 標準服の自由化というのは、それぞれの生徒がTPOを考えながら自分の着たい物を選ぶスキルを身につけ、主体性を育むことで、生徒自身が自由の中にも規律があり、自分で考え行動ができるなどの意識を高める取組だというふうに私は思います。

当市では、全中学校5校中2校が選択肢に私服を取り入れており、近隣6市の中でも先駆的に取り組んでいると言えますので、ぜひとも自由選択制拡大に向けた支援をぜひともお願いいたします。

次の今後の課題はについて伺います。

学校と生徒、保護者などが状況を理解して取り組めるよう、情報共有や検討の場の確保が必要との御答弁でした。次の学校内のルールメイキングの取組についてもつながることなんですけれども、一番大切なことというのは、子供たちがどの服装を選んでも、それによっていじめや誹謗中傷につながらないようジェンダーについて考える機会を設け、体や性別にとらわれずにスラックス、スカートどちらでも選べるのが自然となる環境づくりであるというふうに思います。ジェンダーギャップの解消にもこれはつながると思いますので、ぜひ子供たちや当事者から声が上がしやすい環境、自分たちの意見や、困ったり悩んだりした気持ちを自由に発言できるような環境づくりをぜひとも進めていただきたく、御見解を伺います。

- 指導担当課長（菅野恭子君） 子供たちからの声が上がしやすい環境づくりにつきましては、学校教育の中において、各教科等の指導のほかにも、学級活動、児童会・生徒会活動、特別活動などの充実を図りながら進め

ているところです。

特に昨年度、生徒指導提要が改訂されたことを受け、教育委員会が主催する教員の研修の中でも取り上げながら進めているところがございます。

引き続き、児童・生徒がよりよい生活を築くために、自発的・自治的な活動を効果的に展開している取組事例につきましては、様々な研修機会や発表などで取り上げながら周知してまいります。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 教員の先生方には生徒を導くための高い専門性が必要となりますので、ぜひ研修会など積極的な取組をお願いいたします。

次に、学校内におけるルールメイキングの取組について、現状及び対応はについて伺います。

校則の見直しにおいては、先ほど何度も御答弁のありましたとおり、2022年12月に12年ぶりに改訂された生徒指導提要では、児童・生徒が自分ごととしてその意味を理解し、自主的に校則を守るように指導していくことが重要とされ、また校則は最終的に校長により制定されるものですが、児童・生徒や保護者など学校関係者からの意見を聴取した上で絶えず見直しを行うことが求められています。

当市では特別活動等において取組が進められているという御答弁でしたので、お伺いしたいんですけれども、特別活動の目標と、その活動内容について伺いたいと思います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 初めに、特別活動の目標についてであります。中学校段階における特別活動の目標は、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指すため、次の3つの視点が示されております。

まず第1に、知識及び技能としては、多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身につけるようにすること。第2に、思考力・判断力・表現力等としては、集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり意思決定したりすることができるようにすること。第3に、学びに向かう力・人間性としましては、自主的・実践的な集団活動を通して身につけたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養うことであります。

特別活動の内容につきましては、学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事などがあり、小学校においてはクラブ活動も含まれます。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 詳しい御答弁ありがとうございます。

学校というのは学習をする場であり、多くの生徒が長い時間教室で共に過ごす場であり、一定のルール、校則でしょうか、というのが必要で、校則というのは、学校が教育目的を実現していく過程において児童・生徒が遵守すべき学習上・生活上の規律として定められるものです。校則がつくられた当時というのはそれなりの理由や背景があったとしても、長い年月が経過し、時代にそぐわない校則ですとか、合理的な理由がよく分からない校則、また子供たちの人権、多様性を抑圧するような校則について見直すよう取組が求められています。

当市では、先ほど御詳細に御答弁いただきました特別活動の活動内容で、御答弁のあったように、学級活動でしたか、あと生徒会活動の中で校則の見直しが進められていると思うんですけれども、そこで、校則の制定

や見直しの権限は各校の校長にありますけれども、市内の中学校でどこまで見直しが進んでいるのか、見直しの必要がある、またなしなど、各学校での調査が進んでいるのか伺うのと併せて、生徒主体でその見直しが実施されているのか確認させていただきます。

○指導担当課長（菅野恭子君） 校則の見直しにつきましては、現在中学校4校で実施しており、生徒会が中心となり全校的に取り組んでいると報告を受けております。

なお、ほかの1校につきましても、現在生徒主体で見直しを行うことについて検討をしております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） 校則の見直しについて、御答弁のあったように4校で実施して、1校は検討中とのことですので、ほぼほぼ全校で校則の見直しが行われているというのが確認できました。生徒自身が校則の見直しの過程に受け身ではなくて当事者として参画することというのは、校則の意義を理解し、大人から言われることではなくて、自ら校則を守ろうとする意識ですとか、また生徒主体の学校文化の醸成につながるというふうに思います。また、校則を見直すだけでなく、校則の見直しを題材として、生徒、また保護者、教員、地域の方々などで、立場やその意見の異なる方々と対話を重ねることで地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働をして行う様々な活動につながると思いますので、ぜひとも生徒が主体となり対話を重ねるルールメイキングの取組を進めていただきたく、これは要望とさせていただきます。

次に、今後の課題はについてです。

生徒指導提要では、校則の見直しについて先ほど申し上げたことのほかにも、学校外の人にも確認できるように校則を学校のホームページに公開することですとか、制定した背景も示すことが適切だというふうにされています。

そこで、校則のホームページ公開についての現状と課題を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 校則のホームページ公開についての現状と課題ではありますが、現在校則を学校のホームページに掲載している学校は全5校中のうち1校であり、全校の公開が課題であります。掲載していない学校は、今後掲載について検討をしていると報告を受けております。また、各学校において校則の見直しの必要性を感じ、現在生徒主体で検討を進めていることから、話合いの結果である検討後の校則をホームページ上に掲載することも含め、まさに今生徒会を中心に動いているところであります。

教育委員会として、引き続き各学校の取組状況を把握し、支援や指導をしております。

以上でございます。

○1番（二宮由子君） ぜひとも取組を進めていただきますようお願いいたします。

急速な情報化や国際化の進展に伴い、価値観や性の捉え方が多様化する中で、多様な性の在り方を相互に認め合い、人格や個性を尊重し合える社会へと日本の未来を担う子供たちを導くことは重要な課題であり、私たち大人の責任でもあります。

今回質問させていただきました標準服の自由化や選択制導入、それに伴う校則の見直しやルールメイキングの取組など、本市としても時代の変化に柔軟に対応した検討をぜひとも進めていただきたく、最後に要望し、総括として市長の御所見を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○市長（和地仁美君） 先ほど最初に壇上で二宮議員のほうから、制服の成り立ち、最初はこういう形で始まりましたというお話を頂戴しましたが、我が国最初の近代教育法である学制が公布されたのが明治5年でございますので、それから150年が過ぎたということになると思います。

令和の始まりとともに、新学習指導要領の全面実施、それから学校における働き方改革、さらにはGIGAスクール構想といった形で、学校教育にとって極めて重要な、時代にマッチした形の取組が進展しつつあるところでございます。また、令和4年6月にはこども基本法が成立し、子供の権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられました。

このように、時代の変遷とともに教育を取り巻く環境も変わっている中、子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供たちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことはますます重要となっております。

その点を踏まえますと、例えば今回のように標準服の見直しを検討する際には、児童・生徒の意見を聴取し、そういった機会を設けた中で、児童会や生徒会などの場において確認をしたり議論をしたりすることが考えられます。児童・生徒が主体的に参画することは、つくられた学校のルールを単に受け入れるのではなく、児童・生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えております。

市においては、こうした動きを加速、充実させながら、新しい時代の学校教育を実現していくことが必要であると認識しているところでございます。

以上です。

○1番（二宮由子君） 以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 中 間 建 二 君

○議長（東口正美君） 次に、15番、中間建二議員を指名いたします。

[15番 中間建二君 登壇]

○15番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、令和5年第2回定例会における一般質問を行います。

改めまして、和地市長、このたびの御当選、誠にありがとうございます。新人同士の三つどもえとなった激しい選挙戦において、予想を上回る圧勝とも言える勝利を収めたことは、3期12年の市議会議員としての活動や実績を多くの市民の皆様が適正に評価をされた上で、さらに和地市長の多彩な経歴や東大和の未来を見据えた政策・公約に大きな期待が集まったものと受け止めております。

市長の任期も、私ども議員の任期も4年間あるわけでございますが、年4回の市議会定例会での議論を通じて和地市長の政治姿勢や政策が広く市民の皆様が発信されるように、また市民生活を守り、市政を前に進める施策が着実に推進されることを大いに期待をしつつ、一般質問を行わせていただきます。

初めに、子育てしやすいまちづくりを進めるための総合的な施策の推進について伺います。

これまで3期12年にわたって市長を務められた尾崎前市長は、日本一子育てしやすいまちづくりを政策の柱に掲げて、保育園の待機児童ゼロの実現をはじめ、子育て支援の充実を推進してこられました。また、和地市長が選挙で掲げた公約の1丁目1番地が「子育て・教育で選ばれる東大和に」であります。私も20年前の市議会初当選以来、公明党の先輩、同僚議員とともに子育て支援の充実を一貫して訴えてまいりました。今やこの自治体も子育て支援の充実を政策の柱に掲げている中で、和地市長は、子育てしやすいまちづくりを進めるための総合的な施策の推進についてどのように考えておられるのか、以下の点についてお尋ねをいたします。

①当市が掲げてきた「日本一子育てしやすいまちづくり」について、新市長はどのような構想をお持ちなのか。

②国をはじめ、多くの自治体が「子育て支援の充実」を掲げる中で、当市における定住促進や魅力の創出をするための「子育て支援の充実」をどのように進めていかれるのか。

③以下の個別の施策について、どのような考えをお持ちなのか。

アとして、高校生までの医療費の無償化の所得制限の撤廃について。

イとして、学校給食の無償化や負担軽減について。

ウとして、保育園の待機児童ゼロの継続や多様な保育サービスの充実について。

エとして、学校教育の充実と不登校対策について、それぞれ現状のお考えを伺います。

2番目に、市民の命と健康を守るための総合的な施策の推進について伺います。

当市においては、令和2年9月に健幸都市宣言を行い、健康増進計画を策定するなど、総合的な健康づくり施策を推進しておられます。一方で、3年有余に及ぶコロナ禍の中で、新型コロナウイルス感染症から市民の皆様命と健康を守ることが市政運営の最重要課題となってまいりました。引き続き感染症に対する対策を講じつつ、市民の命と健康を守るための総合的な施策の推進をどのように図っていかれるのか、以下の点についてお尋ねをいたします。

①新型コロナウイルス感染症が感染症法の2類から5類に移行したことに伴い、当市が進める総合的な健康づくり施策にどのような影響があると想定をされているのか。

②以下の個別の施策について、どのように進めていかれるのか。

アとして、各種がん検診の充実や受診率の向上について。

イとして、快食プロジェクトの推進について、それぞれどのように取り組んでいかれるのか伺います。

3番目に、多摩湖マラソン大会の実現に向けた取組について伺います。

本年3月には、コロナ禍を乗り越えての4年ぶりとなる第33回多摩湖駅伝大会が開催され、大会開催を待ちわびた多くのランナーでにぎわいました。私ども公明党会派として、これまで伝統ある多摩湖駅伝大会の実績や経験を踏まえて多摩湖マラソン大会の開催を要望してまいりましたが、尾崎市長は、いつかは多摩湖マラソン大会の開催をと前向きな検討を行うことを答弁されてこられました。和地市長の下でも、多摩湖マラソン大会の実現に向けて引き続き検討をお願いいたしたく、以下の点についてお尋ねをいたします。

①多摩湖駅伝大会の実績を踏まえ、多摩湖マラソン大会の実現を強く望んでいるが、どのような構想を持っておられるのか。

②多摩湖マラソン大会の実現を目指して基金の設置を検討できないか、それぞれ伺います。

最後に、電気自動車の普及促進について伺います。

国においては、2050年カーボンニュートラルの達成を目指すとともに、東京都においてもゼロエミッション東京戦略が策定され、再生可能エネルギーの普及促進が急速に図られております。当市においても、これらの計画に基づき、公共施設における太陽光パネルの設置やLED照明の導入が段階的に進められていると承知しております。

ここでは、これらの国や都が進める施策の中で、電気自動車の普及促進についての当市の取組状況についてお尋ねをいたします。

①当市の庁用車における電気自動車の普及促進はどこまで進んでいるのか。



②市民の電気自動車の普及促進を進めるために、市役所駐車場等の公共施設に電気自動車の充電設備を設置していくべきと考えますが、どのような検討がなされているのか、それぞれお尋ねをいたします。

壇上での質問は以上とし、再質問については自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

[15番 中間建二君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長(和地仁美君) 初めに、子育てしやすいまちづくりに向けた構想についてであります。私は今後市制施行100年を見据え、未来につながる市政を目指していくことを掲げ、その実現に向けて4つの施策を推進していくことといたしました。

1つ目の施策に定めた「子育て・教育で選ばれる東大和に」につきましては、持続可能な行財政運営に欠かすことのできない取組であり、このことは前市長が将来を見据えて取り組んだ日本一子育てしやすいまちづくりに共通するものであります。

少子高齢化や人口減少が進展する中、東大和市を今の市民の皆様、そして未来の市民の皆様を選ばれるまちにしていくためには、子育て世帯のための施策や、子供たちが将来、東大和で育ってよかったと思えるような施策を推進していくことが重要であると考えております。

次に、定住促進や魅力創出に向けた子育て支援の充実についてであります。自治体間競争が進む中、定住促進や魅力創出に向けて子育て支援を充実させるためには、他市との差別化を目指し、特徴ある取組を実施していくことが必要であると考えております。

現在狭山緑地フィールドアスレチックへのローラースライダー設置や中学生の学力向上に向けたオンラインによるマンツーマン英会話レッスンの導入など新たな取組を進めておりますが、今後につきましても、所得制限なしの高校生等までの医療費無償化や、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援及び経済的支援の充実をはじめ、子育て世帯に選ばれるための本市の実情に合った施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高校生等までの医療費無償化についてであります。現在市で実施している乳幼児医療費助成事業と同様に、所得制限を設けずに、義務教育就学児から高校生等までを対象に保険診療分の自己負担を全額助成することを考えております。

次に、学校給食の無償化や負担軽減についてであります。多額の費用を毎年度安定的に確保する必要があるなど課題の解決が困難でありますことから、市が独自に無償化や負担軽減を実施することは困難であると考えております。

なお、食料費の価格高騰に当たりましては、保護者の皆様の新たな負担増とならないよう、補助金を交付し対応しているところであります。

今後も引き続き国や他の自治体の動向などを注視し、情報収集してまいります。

次に、保育園の待機児童ゼロの継続や多様な保育サービスの充実についてであります。令和5年4月1日の待機児童数につきましてはゼロ人となっており、この状況は3年間継続しております。

引き続き、社会状況の変化等を踏まえ、保育の量の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、多様な保育サービスの充実につきましては、社会情勢の変化や保育ニーズを的確に把握し、市内の保育園等と引き続き連携を図り、サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育の充実と不登校対策についてであります。学校教育の充実につきましては、教育委員会と連携し、未来と世界につながる教育の実現を図ってまいります。また、地域を生かし、地域で育てる教育で、体験格差の解消を目指してまいりたいと考えております。

不登校対策につきましては、誰一人取り残さない学びの実現に向け、教育環境の充実等への支援を行ってまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に位置づけられたことに伴う健康づくり施策への影響についてであります。いわゆるコロナ禍においては、様々な健康施策が感染対策を行いながら規模を縮小しての実施となったり、中止とせざるを得ませんでした。

ようやくこの5月8日に感染症法上の5類へ移行されましたので、今後におきましては住民主体の保健活動の推進を図り、多様化・高度化する市民のニーズに沿った保健医療や健康施策の情報を市の公式ホームページなどを通じて周知してまいります。

次に、各種がん検診の充実と受診率の向上についてであります。市では、国の指針に基づく検診と、市独自の取組としての検診を実施しております。また、検診の結果に基づき、精密検査が必要な方への受診勧奨や精密検査結果の全体的な傾向を把握することによりがん検診の充実に向けて努めております。

受診率の向上につきましては、健康づくりカレンダーの全戸配付や、市の公式ホームページで検診の必要性や申込方法を周知するとともに、健診を希望する方全員が受診できるよう定員を拡大し、受診率の向上を図っております。

次に、快食プロジェクトの推進についてであります。これまでの令和2年度から令和4年度に取り組んだ快腸プロジェクトで得られた知見を生かし、快食プロジェクトでは、たんぱく質に着目した食生活に関する取組として実施する予定であります。

また、快腸プロジェクトと同様に、産官学民で連携を図る東大和ライフスタイルラボの取組として、ワークショップを開催するなどして快食プロジェクトを進めてまいりたいと考えております。

次に、多摩湖マラソン大会の実現に向けた構想についてであります。市では、平成28年度から始まりました村山上貯水池堤体強化工事の終了後に、歴史ある多摩湖駅伝大会の多摩湖周回コースが再開できますよう準備を進めていく必要があると考えております。

そのため、多摩湖マラソン大会につきましては、現時点において開催の見通しが立っておりませんが、引き続き体制面や費用面等について研究してまいりたいと考えております。

次に、多摩湖マラソン大会の実現に向けた基金の設置についてであります。マラソン大会を実施しております他の自治体の基金の設置状況等について、今後情報収集してまいりたいと考えております。

次に、当市の庁用車における電気自動車の導入状況についてであります。庁用自動車につきましては、既存のガソリン車の更新の時期を捉えて電気自動車への切替えを順次行っております。現状では、庁用自動車80台のうち10台が電気自動車となっております。

次に、公共施設への電気自動車用充電設備の設置についてであります。電気自動車の普及促進について、令和6年度に策定予定の東大和市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において検討したいと考えております。これに合わせて、充電設備につきましては導入の可否を含めて検討したいと考えております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○教育長（岡田博史君） それでは、学校教育の充実と不登校対策について御説明いたします。

学校教育の充実につきましては、一人一人の児童・生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる必要があります。

そのため、具体的な取組として、各学校が多様な学校教育を実現させるために、地域社会人材を活用した学びの充実や中学生対象のオンライン英会話授業、学力向上重点校へのA I教材の活用などに取り組んでまいります。

不登校対策につきましては、全国的に増加している不登校児童・生徒に対して、誰一人取り残さない学びの実現を念頭に個別最適な学びの充実を図るとともに、個々の状況に応じて学べる環境の確保等を進めているところです。

具体的には、不登校児童・生徒等対象のA I教材の活用、スクールカウンセラーとのオンライン面談、校内サポートルームに取り組んでまいります。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 市長また教育長、御答弁ありがとうございます。

御答弁を踏まえまして、再質問させていただきます。

初めに、子育てしやすいまちづくりについて伺っておりますが、①の日本一子育てしやすいまちづくりについてでありますけれども、令和4年3月に策定された東大和市総合計画「輝きプラン」においても、日本一子育てしやすいまちづくりの考えを根底に置きながら子ども・子育て支援策を推進するとありますけれども、和地市長就任後も、当然のことながら、この総合計画に位置づけられた目標を目指すということは変わらないと考えておりますが、その認識でよろしいか伺いたいと思います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 子ども・子育て支援に関します目指す姿ということでございます。

総合計画「輝きプラン」におきましては、重要施策1におきまして子ども・子育て支援施策の推進を掲げてございます。これは、子供を産み育てたいと願う全ての人たちが安心して出産し子育てをすることができるよう、引き続き子ども・子育て支援施策を推進すること、そして次代を担います子供たちが未来を切り拓くために必要な資質、能力を身につけていけることができるように学校教育の質の向上を図るものでございます。和地市長就任後も、引き続きこの「輝きプラン」に基づきまして取組を推進してまいります。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 和地市長の下でも引き続き子育て支援の充実を最重要課題として取り組んでいかれると受け止めさせていただきました。

続いて、②の当市における定住促進や魅力を創出するための子育て支援の充実についてであります。切れ目のない子育て支援という観点から、市長が所信表明でも述べられておりました伴走型相談支援の充実についてどのような取組を行っていかれるのか。また、子育ては妊娠・出産期から成人するまで18年間を通して切れ目なく支援を行っていく必要があると考えますが、行政の縦割りではなく、相談支援の窓口を一本化するワンストップ対応など、パッケージとしての子育て支援の充実を進めていただきたいと思います。現状のお考えについてお尋ねをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 伴走型相談支援の取組内容についてでございますが、保健センターにおきまし

て、保健師などの専門職が全ての妊婦・子育て家庭に対し相談支援を行い、その方の状況に即した必要な支援につないでおります。

具体的には、母子健康手帳交付時の面接、妊娠8か月時のアンケート、新生児訪問につきまして原則全ての妊婦・子育て世帯に実施いたします。令和5年3月より保健師及び助産師を各1名新たに配置したほか、随時の相談や市役所ホームページ、東大和市子育てアプリによる情報発信、地域の関係機関との情報共有や連携を行うことで伴走型支援の充実を図ってまいります。

切れ目のない子育て支援につきましては、全ての妊産婦、子育て世帯、子供たちが安心して暮らしていけるよう、児童福祉と母子保健のさらなる連携・協力の強化や、一体化を図るべき、国が進める子ども家庭センターについての情報収集や研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○15番（中間建二君）** 既に様々な施策を講じていただいている中で、また新たにこども家庭庁が発足したことに伴う施策の柱としての児童福祉と母子保健の連携強化、一体化を図るための子ども家庭センターに大いに期待をしたいと思います。

私ども公明党は、結婚から妊娠・出産、さらには子供の成長段階に応じた個別施策の充実を図るための子育て応援トータルプランを発表し、国の施策に反映できるよう働きかけてまいりました。結果として、このほど発表された政府のこども未来戦略方針や骨太の方針に随所に反映をされております。

「子育て・教育で選ばれるまち」を掲げる和地市政においても、東大和市の子育て応援トータルプランのような子育て全般を見通したビジョンを持って総合的な施策を推進していただきたいと思いますが、この点ではいかがでしょうか。

**○子育て支援課長（新海隆弘君）** 市では、市内の全ての子供たちの健やかな育ちと、若者・子育て世代を支援するための総合的な計画として東大和市子ども・子育て未来プランを策定し、施策の推進に取り組んでいるところでございます。

現在のプランは令和6年度までとなっておりますことから、新たなプランの策定に向けたニーズ調査を令和5年度に実施する予定です。子育て世帯の声や子供の意見などを踏まえた計画を策定し施策の推進に取り組んでいくことで、市長が掲げる「子育て・教育で選ばれる東大和」を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

**○15番（中間建二君）** 和地市長が、子育て・教育で選ばれるまちを掲げておられる中で、他の自治体との差別化をどのように図っていくのかという視点が大事になるかと思えます。

市長は、公明党の代表質問の御答弁の中で、東大和が選ばれるまちとなるためには、選びたいと思えるような政策を打ち出す必要があるが、それは何か大きな目玉のようなものではなく、選んでいただけるための様々な政策がちりばめられることが必要であるとおっしゃっていましたが、私もまさにそのとおりであるかと思えます。このような視点で子ども・子育て未来プランの策定に取り組んでいただきたいと思いますが、やはりこの点でもスピード感を持った対応をお願いしたいと思えます。

この後、個別の施策についても伺いをいたしますが、これまで取り組まれているもの、またこれから取り組まれるものを含めて、子ども・子育て未来プランの策定を待つことなく、子育て世帯を対象としたトータルとしての幅広い施策を分かりやすい形で情報発信をしていただきたいと考えております。

様々な政策がちりばめられているという趣旨で言いますと、例えば休日や夜間を含めた子育て相談窓口の対

応、また子育てコンシェルジュ、LINE等の活用などについては、現状どのような検討がなされているのかお伺いをいたします。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） 初めに、休日や夜間の子育て相談窓口についてであります、実施するには職員体制の整備が必要になりますことから、現状では実施は難しい状況にあります。

次に、子育てコンシェルジュであります、現在子ども家庭支援センターで実施している子育て総合相談では、相談者のお話を聞いた上で、相談内容により、相談者の困り事や課題を解決するために市の別の部署やほかの専門機関を御案内し、連携を図るなどの対応に努めております。相談員が必要な情報を提供し、必要に応じてほかの機関などにつなげておりますことから、コンシェルジュのような役割を担っているものと考えております。

次に、LINE等による子育て相談であります、現在は東京都が実施している「親子のための相談LINE」を市のホームページなどにより御案内させていただいております。「親子のための相談LINE」では、相談の内容や相談者の居住地により、必要に応じて地域の児童相談所や子ども家庭支援センターにつながり、それぞれの機関が対応するようになっております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） いつでも相談支援に対応ができる子育て支援の窓口があることは、子育て世代にとっては大きな安心につながるものと思います。子ども家庭支援センターでは既に子育てコンシェルジュの役割を担っているとのことですので、休日・夜間の対応を含めて、より柔軟な対応に努めていただきたいと思ひますし、また既に対応ができていくという意味では、子育てコンシェルジュがいるまちとしてのPRをしてはいかがでしょうか。市長が述べておられます「親切だから行きたくなる市役所」のコンセプトにもつながるものと思ひますが、この点ではいかがでしょうか。

○子ども未来部長（松本幹男君） 今お話がございました子育てコンシェルジュの役割を担った子ども家庭支援センターがあるということで、そこにつきましては、私ども市のほうの周知があまり上手でなかった今まででございますので、市民に分かりやすい周知を必要な方に届けられるような形で今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） 加えて、地域のボランティアによる相談支援体制の構築にもぜひ努めていただきたいと思ひます。

立川市では「ファミリーフレンド事業」の名称でそのような取組も行われておりますが、本市における現状のお考えについてお伺いをいたします。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） 立川市が実施しています「ファミリーフレンド事業」につきましては、相談希望者の自宅に傾聴ボランティアが訪問し、子育て中のちょっとした悩みや困り事などを聞き、一緒に考えていくという事業と聞いております。

本市ではボランティアによる相談支援は行っておりませんが、個々のケースにより地域の民生委員の方に御家庭の見守りをお願いすることはございます。また、社会福祉協議会では、傾聴ボランティアの養成やボランティアを必要とする個人の方や施設などとのマッチングを行っておりますが、主に高齢者に対するものと聞いております。実施につきましては、相談者の個人情報保護をはじめ、ボランティアの確保など、課題の解消が必要になるものと考えております。

以上でございます。

○15番(中間建二君) このような取組も子育てを経験された多くのシニアの方が若い世代の子育てに関わる機会があるということで、両者にとっても大きな生きがいや支えとなり、地域でのつながりや絆も深まることと思いますが、当市において同様な事業を進めていくお考えはありますか。お尋ねをいたします。

○子ども未来部長(松本幹男君) いろんな形で子育て世代にいろんなところに手が届くような形の事業は実施したいと考えておりますが、今御紹介がございました立川市さんのようなケース、こちらのほうにつきましては、ボランティアの育成もさることながら、その後の継続という形で、どうやってボランティアをまたさらに育てていくかという課題もございますので、東大和市ならば何ができるかというところで子育て支援施策については考えてまいりたいと思います。

以上です。

○15番(中間建二君) 様々な施策が子育てしやすいまちとして検討がなされるかと思っておりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

続いて、③の個別の施策についてもお尋ねをしておりますが、まず高校生までの医療費の無償化の所得制限の撤廃、これまでも代表質問、一般質問でも御答弁されておりますが、再度確認をさせていただきたいと思っております。

市長の最重要の公約の一つであります。所得制限の撤廃によります対象者数の見込み、また必要となる財源、実施時期など再度確認をさせていただきたいと思っております。

○子育て支援課長(新海隆弘君) 所得制限の撤廃により新たに対象となる子供の数は2,370人程度と見込んでおります。無償化による新たな必要経費は、扶助費等の経費で申し上げますと、現時点の試算で年間約6,900万円と見込んでおります。現状国や東京都の補助対象とならないことから、全額一般財源での実施となります。

なお、実施の時期でございますが、円滑な事業の実施のためには一定の準備期間が必要なことから、その準備を進め、令和6年度内に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番(中間建二君) 市長が公約に掲げられた施策を直ちに取り組まれるということで、大いに評価をしたいと思います。

また、先ほど他の議員の御答弁の中でも、この今回の取組については義務教育就学児から高校生等まで、保険診療分を全額助成をしていくということで、窓口のこれまで設けていた200円の負担もなくしていくということで既に御答弁がありました。

こちらについては、一挙にここまで広がることは大変に喜ばしいことでもありますし、ぜひ進めていただきたいわけですが、また一方で、この200円の設定については、医師会との協議・調整の中で設けられた経緯があるというふうにも聞いておりますが、このあたりについてはどのような見通しを持っているのか伺いたしたいと思います。

○子ども未来部長(松本幹男君) 200円の設定の経緯は、全体を通しまして初診料というところの観点から、200円というところが初診料と比較して下回らない額ということで設定をされたとか、いろんな経緯はあるとは思っております。

ただ現状、既に早いところで23区が全て無償化というところで、全体の区域を切ってスタートを切っている、またここへ来まして、同じ多摩地区26市の中でも既に実施をしている一部の自治体のほかに、隣接の立川市で

すとか日野市、こちらのほうが今年10月から実施するという状況もございますので、まずは無償化というところで思い切り当市としてはかじを切っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） 23区と比較して、後ればせながらということかと思いますが、一方でここで大きく踏み出せることは大きく子育てしやすいまちとして評価が高まるものと期待をしております。

先ほどの御答弁で、毎年6,900万円をこれから一般財源で負担をしていくということで、当市の財政規模においては大きな負担とも思われますが、来年度からの実施に向けて、この財源確保についてはどのような見通しを持っておられるのかお伺いをいたします。

○子ども未来部長（松本幹男君） 基本的な財源につきましては、市立狭山保育園の段階的な廃園というところはございますが、ただ、その額にしても、金額としては予定しているおおよそ6,900万円には程遠いというか、足りないという形でございますので、所信表明の中で市長が申し上げたとおり、厳しい財政状況の中で限られた財源で事業を行う場合は、今まで以上に知恵を絞る、工夫をすることが必要だというふうに述べられております。

そのための一つのツールといたしまして、私たち職員は、これからは経営感覚を持って事務事業に取り組まなければならないとなっておりますので、これは私ども子ども未来部だけに限った話ではなく、全庁的に私ども職員が今を含めこれからの予算執行、後は次年度の予算策定、それらについて経営感覚を持って取り組んでいくことで対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） 承知をいたしました。

狭山保育園の段階的な廃園についても、この市議会でも様々な御意見、反対の意見もありました。また、振り返りますと、私も20年前初当選したときに大きな課題でありましたのは公立保育園の民営化でありました。また、最近では学童保育の民間委託等の取組も行われておりますが、やはり東大和市では一貫してこの行政改革の推進によって財源を生み出す努力を行ってきたかと思っております。これは子育て施策にかかわらず、最近では市役所の窓口業務の民間委託についても大きな実績を既に上げられているわけでございます。

様々なこの行政改革の推進、御批判もあるかと思いますが、私は大きくさらに進めていただくべき課題であるかと思ひますし、またこれまでの実績から、このような取組を全庁的に御努力をいただくことで財源を生み出すことは必ずできると信じておりますので、ぜひこの点でも力強いお取組を期待をしたいと思っております。

続いて、学校給食の無償化や負担軽減についてもお尋ねをしております。

食材費等の物価高騰の中で、これまで取り組んできた負担軽減の状況について再度確認をさせていただきたいと思ひます。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 給食食材料の価格高騰に伴う保護者の負担軽減についてでございますが、臨時の給食費改定など、保護者の皆様の新たな負担増とならないよう、国の補助金を活用し、学校給食食材料費高騰対応助成金による対応をしてきたところでございます。令和4年度分におきまして2,251万5,000円の助成金を計上し、それにより必要な栄養素の確保ができたほか、子供たちが好むフルーツ等の回数を増やすことができ、好評であったと認識してございます。

令和5年度第1回市議会定例会におきまして、令和5年度分の助成金として3,315万7,000円を計上したところでございますが、さらなる物価上昇があり、それに対応するため、今定例会におきましてさらに1,563万

1,000円の助成金を計上し、対応するところでございます。

引き続き、必要な栄養価の確保と子供たちが喜ぶ給食の提供に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 現状においても様々御努力をいただいているわけでありますが、現在の学校給食の提供に関わる市の財政負担について、改めて確認をさせていただきたいと思っております。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在の学校給食費に係る市の財政負担についてでございますが、例えば1食当たりの必要経費の平均でございますが、算出できている令和3年度分で申し上げますと、1食当たり549.57円となっており、内訳ですが、保護者の方の負担する食材料費が256.45円、その他の人件費や光熱水費等が293.12円となっております。

なお、保護者の負担を除きました市の財政負担は年間約3億5,600万円となっております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） そういう中で、東大和市におけるこの学校給食の無償化に必要な財源の見込みと、財源確保の見直しについてお尋ねをいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 無償化に必要な財源につきましては、令和5年度の学校給食会計の食材料費の見込みの3億2,035万円に本年度の助成金4,878万8,000円を加えまして3億6,883万8,000円となり、この額を継続して安定的に確保する必要がありますことから、現状では困難であると考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 現状の数字は理解をしたところでありますが、私ども公明党としては、政府の2023年度の骨太の方針の策定に際して、子育て支援策の充実に向けての提言の中で、学校給食費の無償化に向けて、国が責任を持って地方自治体への交付金を拡充することを要望してきたところであります。

現在の国の動きについて、どのような認識を持っているのかお尋ねをいたします。

○教育部長（小俣 学君） 現在の国の動きについてでございますけれども、近々学校給食の無償化に関する実態調査を開始すると聞いております。調査につきましては、学校給食の詳しい実施状況の把握を目的といたしまして、学校給食実施状況等調査に詳しい質問項目を追加して行う予定というふうに聞いております。

市が単独で給食費の無償化を行うことは困難な状況にございますので、国において無償化の実施となった場合には、保護者の負担軽減につながるほか、給食費の徴収や管理といった費用につきましても軽減されることとなりますので、担当としましては大変期待をしているところでございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） まだ国は、動きとしては緒に就いたところかと思いますが、どのような条件が整った場合に東大和市での無償化ができると想定をされているのかお伺いをいたします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 無償化の実施に必要な条件についてでございますが、費用的な面が一番の課題となっておりますので、その点について補助や交付金が見込めれば可能と考えてございます。現時点におきましては、補助や交付金が幾らであれば可能かという試算はしてございませんが、引き続き国等の動向や情報収集に努める必要があると考えてございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 先ほどの御答弁の中でも、当市でも既に3億5,600万円の財政負担がある中で、完全無償化のためには毎年度3億6,800万円からの経費がかかるという御説明でありました。東大和市の財政規模



の中では単独で実施をしていくことは非常に難しい状況であるとは理解をいたしますが、一方で、国のほうでこの財政措置に対する大きな今動きがありますので、ぜひ注視をしていただき、また財源の確保がめどが立った段階においては、東大和市における実現に向けてもぜひ調整を進めていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

続いて……

○議長（東口正美君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（中間建二君） それでは、午前中に引き続きまして再質問させていただきます。

1番目の子育てしやすいまちづくりを進めるための総合的な施策の推進について伺っておりますが、③の個別の施策について、ウ、保育園の待機児童ゼロの継続、また多様な保育サービスの充実についてもお尋ねをしております。

現状での保育定員と、またこれから予定をされております保育定員の増加の内容、また待機児童ゼロの達成の見込みについて伺いをいたします。

○保育課長（石川正憲君） 保育園の定員についてであります。令和5年度の市内の保育園等の定員は2,239人でございます。来年度におきましては、狭山保育園の段階的廃園に伴う定員減があるものの、第二学校給食センター跡地に開設予定の（仮称）東大和どろんこ保育園の定員の増があることにより、その結果、60名程度の定員増を予定しておりますことから、引き続き待機児童ゼロの達成を見込んでおります。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 継続したこの待機児童対策を取り組んだ大きな成果として、待機児童ゼロが達成をできているわけでございますけれども、東京都下多摩26市の状況を見ても、全ての自治体が達成をできているわけではないわけでございます。

そういう中で、引き続き東大和市においては待機児童ゼロの状況が一定程度見通しが立てられることは、これから子供を産み育てる世代にとっては東大和を選んでいただく大きな魅力となるかと思いますが、子育て世代に選ばれるための情報発信、この待機児童ゼロの状況も含めてぜひ進めていただきたいと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 市では、令和4年度にホームページをリニューアルして「東やまとの子育て」という専用ページを作成し、トップページに子育ての取組や公園遊具のリニューアルといったお知らせを掲載し情報発信に努めているところでございます。

今議員からお話のあった待機児童ゼロが継続して見通せることにつきましても、市の魅力の一つとして情報発信し、引き続き東大和に興味を持っていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。

続いて、これまでも保育園の送迎サービスですとか、休日保育、また子どもショートステイなど、多様な保育サービスの拡充に努めてこられているわけでありまして、さらに子育てしやすいまちづくりを進める

ために、今後の施策の拡充の方向性、課題について伺いたいと思います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 子育て家庭の孤立を防ぎ、安心して子育てができる環境整備として、当事者に寄り添いつながり続ける伴走型支援や、子育てひろば事業の拡充が必要だと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） 伴走型支援については先ほどお伺いをしたところではありますが、子育てひろばの拡充については今のような検討がなされているのかお尋ねをいたします。

○子ども家庭支援センター長（原 里美君） 子育て家庭が乳幼児親子同士の交流や子育て相談などが気軽にできるような常設の子育てひろばを整備するため、専任の職員を複数配置するなどし、地域の子育て支援機能の充実を図っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 続いて、休日保育や一時保育の利用状況と、利用要件の緩和の方向性について検討がなされているのかお尋ねをいたします。

○保育課長（石川正憲君） 利用状況についてであります。令和4年度の速報値でございますが、休日保育については市内1施設で実施しており、延べ514人の利用がございました。また、一時保育につきましては市内5施設で実施しており、延べ3,493人の利用がございました。また、要件緩和の方向性につきましては現在検討はしてはおりませんが、これから取り組む次期計画の策定や、国や東京都の今後の動向を注視していく中で必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 現在行われております一時保育では、ホームページの資料の表記を見ますと、保護者が就労、通院、冠婚葬祭等の理由で家庭保育が困難になった場合に一時的にお預かりをしますというふうな表記になっております。レスパイト的な対応など柔軟な預かりが必要かと思いますが、この点についてはどのような検討がなされているのか。また、休日保育については、休日の一時保育は実施できていないものと思っておりますが、この休日保育における一時保育の実施の可能性についてお尋ねをいたします。

○保育課長（石川正憲君） まず一時預かりの事業につきましては、保育園につきましても子ども家庭支援センターと同様、保護者からの就労や通院、冠婚葬祭等に加えて、育児中のリフレッシュ、いわゆるレスパイト的な利用なども御利用いただくことは可能でございます。また、休日保育につきましては、現在のところ実施の検討はしてはございませんが、一時預かり事業については園の独自事業であり、市内の保育園の事業に対する保育園に対しての意向や、また保育士の負担増など、事業における体制整備の観点から様々な課題があると考えてございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） その一時保育の柔軟な預かりについては既に対応されているということでございますが、現状東大和市のホームページの資料ではそのような表記になっておりませんので、このレスパイト的な対応は様々なニーズがあるかと思っておりますので、ぜひこれは多くの方に御利用がいただけるように周知を図っていただきたいと思っておりますし、またこの休日の一時保育についても、やはり子育て家庭のニーズに応える形で柔軟な預かり保育ができることはとても重要な取組だと思っておりますので、ぜひ次年度に向けて拡充ができますように、また民間園の独自事業ということでございますので、民間の御努力もぜひ促していただいて、拡充に向けて検討をお願いしたいと思っております。

続いて、学校教育の充実と不登校対策についても伺っております。

学校校舎の建て替え、長寿命化の大きな方針が示され、今進んでいるわけでございますけれども、改めて現在の進捗状況について伺います。

○新校開設担当課長（大野祐司君） 学校施設の整備につきましては、現在第七小学校と第九小学校の統合による新校の令和9年2学期の開校に向けまして基本構想の策定を進めているところでございます。

基本構想策定後につきましては、今年度、令和5年度から基本・実施設計に入りまして、令和7年度と8年度で新校舎の建設を予定しております。その後、令和8年度と9年度で第六小学校の長寿命化改修工事、令和9年度と10年度で第三小学校と第五小学校の統合による新校建設工事と、順次、東大和市学校施設長寿命化計画に基づきまして全小・中学校の学校施設の更新を進めてまいります。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 全ての小・中学校の長寿命化、または統合も含めた検討、また計画が今着実に進められているものと思います。

続いて、多様な学校教育を目指しての地域社会人材の活用、またオンライン英会話授業、またA I教材の活用はどのような形で進んでいくのか、また学校ごとに特徴等もあるかと思っておりますけれども、全校において全体的に東大和市として進んでいくということで理解をしてよいのか伺いたいと思います。

○教育部参事（小野隆一君） 平成29年の学習指導要領改訂、平成31年度末からのG I G Aスクール構想、1人1台端末の導入、さらには令和3年に中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」が出され、学びや教育の在り方を根本から見直す取組が始まっております。例えば学習指導要領は、主体的・対話的で深い学びの実現を定め、そのために中教審答申は個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を掲げております。

教育委員会におきましては、まず学びの転換がよりよい方向に進展するよう、小・中学校全校における様々な教育活動において地域社会人材を活用することで児童・生徒の探求的な学びを充実してまいります。また、全中学校対象のオンライン英会話授業については、1人1台端末を活用した海外在住の外国人とのマンツーマンレッスンという多摩26市初めての取組であり、事前事後の生徒アンケート等を実施し成果検証を行い、次年度以降のレッスン回数や小学校への拡大についても検討してまいります。

さらに、A I型教材の活用につきましては、今年度、一中校区及び三中校区の7校において効果的な活用が図れるようソフト活用研修を実施するとともに、各中学校区で連携した研究に取り組み、令和6年度にその研究成果を市内全校で情報共有してまいります。さらに、令和7年度、小・中学校全校の拡大についても検討してまいります。

以上でございます。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実ということで述べられておりました。様々に御努力いただいていることを理解いたしました。

教育長の御答弁の中でも、不登校対策として個別最適な学びの充実を図るということでありましたけれども、不登校児童・生徒を対象としたA Iの活用、またスクールカウンセラーとのオンライン面談、また校内サポートルームの設置に取り組んでいくということでもございましたけれども、どのような形で進んでいくのかお尋ねをいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 不登校対策として、まずA Iの活用につきましては、本市における不登校児

童・生徒の1人1台端末にA I型教材を導入し、自宅やサポートルームなどでも個々の理解度に応じた学習を個々の体調に合わせて学習ができる環境を整えてまいります。

なお、2学期から該当児童・生徒が実際に使用ができるよう準備を進めております。

スクールカウンセラーとのオンライン面談につきましては、8月下旬頃に端末の確保ができることから、2学期に使用できるよう準備を進めております。

校内サポートルームにつきましては現在第五小学校で試行を行っており、7月頃からは第三中学校でも試行を始めてまいります。

以上でございます。

○15番（中間建二君） タブレットを活用したスクールカウンセラーとのオンライン面談については、私も以前の一般質問で対応を求めてまいりました。きめ細かく対応していただき大変にありがとうございます。

本年3月に文科省が発表した、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）というものがございますが、ここで示されている施策について、不登校特例校の設置、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進、教育支援センターの機能強化、多様な学びの場、居場所の確保等、今すぐできる取組から直ちに実行するというふうにされておりますが、当市の状況についてお伺いをいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 当市の状況につきましては、現段階においてCOCOLOプランで示されております校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）がありますけれども、これが本市では、校内サポートルームとして今年度より新たに取組んでおります。また、教育支援センター機能の強化としましては、昨年度から、教育指導課、スクールソーシャルワーカー及びサポートルーム、さわやか教育相談室、巡回指導員、子ども家庭支援センター、そえる、マトカの代表者会を月1回定期的に行い、それぞれの相談機関の連携を強化し、児童・生徒の情報共有のほか、子供や保護者などへの支援、指導、連携についての情報交換などを行っております。

これらの連携強化を基に、サポートルームにおいて指導で使用できる1人1台端末を増やしたり、不登校児童・生徒の端末にA I型教材を導入したりすることで、子供とサポートルーム、子供と学校、子供とスクールカウンセラーなど、オンラインでつながる環境、学習のやり取りができる環境が着実に整ってきております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 不登校対策について、国の指針どおりに当市でもスピード感を持って対応していただいております。大変にありがとうございます。

不登校対策については、私の認識では、学校の勉強についていけず授業の内容が理解できないことが原因になっているという印象を持っておりましたが、先日保護者から伺った内容では、小学校への入学当初から読み書きができる子供も今増えている中で、学校での基礎基本からの学習がつまらないために学校に行きたくなくなるということの不登校ぎみになっているお子様もいらっしゃるということでありました。どの学年、またどの学校においてもこのようなケースがあるのか、またこういうケースについてはどのような対策を取っているのかお伺いをいたします。

○教育部参事（小野隆一君） 不登校の児童・生徒の要因は様々あり、授業が簡単過ぎることが原因の場合もございます。このようなことから、今までの1人1台端末に入っている学習ソフトに加え、今年度からはA I型教材を端末に導入することで個々の習熟度に応じた学びができる環境を整えるなど、指導の個別化を図ってお

ります。また、個別最適な学びとともに協働的な学びも重視し、学校での学習は、多様な他者との関わりを通して、関係づくりや社会性などについて経験を通して学んでいきます。そこで、学習方法についても、探究的な学習や体験活動等を通して、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら主体的に学習する教育活動の充実に取り組んでおります。

このように、指導の個別化とともに、個々の状況に応じた学習の個性化も重視し、様々な児童・生徒が力を発揮できる機会の設定を各学校で工夫しながら設けているところでございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 様々な子供たちの学力、また状況によって様々な課題がある中で、一人一人にきめ細かく柔軟にまた御対応をさせていただいてるというふうな理解をいたしました。教育委員会また学校現場の御努力に感謝を申し上げたいところでございます。

ここまで、子育てしやすいまちづくりに向けた市の取組について様々な伺ってまいりましたが、現状においても取組がなされているもの、また今後さらに取り組んでいくべき課題もありました。子育て支援の充実に関しての自治体間競争がある中で、本市が選ばれるまちになるためには、市の将来に向けて、改めて子育て支援全般にわたる総合的な施策の推進が必要になるかと考えますが、最後に和地市長にどのようにお考えを持っておられるのかをお伺いしたいと思います。

○市長（和地仁美君） 様々な子育て関連の質問を頂き、いろいろな気づきもありました。ありがとうございます。

今後の子育てしやすいまちづくりにつきましては、妊婦の方や子育て世帯の方たちのニーズ、そして時代のニーズをしっかりと捉えた上で、妊娠期から出産、そして子育て、教育という形で子供たちが成長していく流れを一体的・総合的に支えていく必要があると考えております。

また、自治体間競争が進む中で、子育て世帯の方たちが住みたい、住み続けたいと思っていただけるよう、市の魅力の創出や定住促進につながる取組を推進していく必要があると考えておりますが、加えて、今この東大和市で育っているお子さんたちが成人した折には、東大和に住み続けたいというふうな思いを持っていただけるような、そのような未来もきちんと捉えた形で魅力を創出していく必要があるというふうな考えております。

これまでの様々な御質疑に対しての答弁で実施を予定している取組につきましては申し上げさせていただきましたが、今後さらなる推進を図るためには、市の将来を見据え、職員が主体的に課題に向き合い、前例踏襲にとらわれることのないよう、そして多角的な視点で積極的に政策立案をし、チャレンジしていくことが必要だと考えております。

市が持つノビシロを存分に活用して、子育て世帯の方から東大和で出産し子育てしてよかったと、また子供たちが東大和市で育ってよかった、学べてよかったというふうな思えるまちづくりを目指してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○15番（中間建二君） 力強い御答弁いただきまして、ありがとうございます。

公明党会派の代表質問の市長の御答弁の中で、市長は、経営的な視点とスピード感を持って取り組んでいくということで述べられておりました。民間における経営と行政運営との最大の違いは、私は変化に対応した、スピード感を持った対応ではないかと思っております。私も議会の側も、市長の経営感覚とスピード感を持った施策の実行にしっかりと対応していかなければいけないというふうな受け止めさせていただきました。和地市長の下で子育て、また教育で選ばれる東大和として、子育て支援の充実がさらに大きく進むことを期待をしております。

この1番目については以上とさせていただきます。

2番目の市民の命と健康を守るための総合的な施策の推進についてお伺いをいたします。

①のところでありますけれども、総合計画「輝きプラン」では、施策の展開方向として、市民の自主的・自発的な健康づくりの促進や病気の予防及び早期発見・早期治療のための環境づくりと明記をされております。また、東大和市健幸都市宣言においても5つの具体的な取組目標が明記をされているわけでありますけれども、市長の御答弁では、住民主体の保健活動の推進を図るということでありましたが、この点についてはどのような形で取り組んでいくお考えなのかお伺いをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 住民主体の保健活動の推進についてでございますが、第2次健康増進計画では、「一人ひとりが協力して限りある命を大切に、健康で幸せに暮らせるまち東大和」という基本理念の下、市民自らが自助努力しやすい環境を整え、企業や団体などの関係者が協力して健康寿命の延伸に取り組むこととしております。

また、基本目標といたしまして、1、生活習慣の改善の推進、2、ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備、3、生活習慣病の発症予防と重症化予防、4、健全な食生活を実践するための食育の推進の4つを定め、健康教育と啓発活動、健康づくりに関するイベントや地域団体との連携、健康診査やがん検診の実施、食育の推進などに取り組むこととしており、これらの実施に当たりましては、市民の皆様への適切な周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 今様々御答弁いただきましたけれども、今述べていただいたような住民主体の保健活動を総合的に推進をしていくためには、やはり私ども公明党会派としては、幅広い世代の方が対応、参加ができる健康ポイント事業の実現を一貫してお訴えをしてきているところでございます。この件は佐竹議員が質問通告しておりますので、ぜひ和地市長の下で実現に向けた検討を進めていただきますように、何とぞよろしくお願いをいたします。

続いて、②の個別の施策について、まず各種がん検診の充実、受診率の向上についてお伺いをしております。

各種がん検診の充実、受診率の向上の取組については、これまでも健康づくりカレンダーによる分かりやすい情報発信、また各種がん検診における定員拡大にも御努力をいただいていると理解をしておりますが、市民への啓発の内容、また定員拡大の実績等、現在の取組の状況についてお尋ねをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 各種がん検診の市民への啓発などについてでございますが、健康づくりカレンダーの全戸配付や市の公式ホームページなどによる情報発信のほか、乳幼児健診に来所された保護者に対してリーフレットや乳がん自己触診グローブの配付を行っております。また、健康教室や健康相談を御利用される方に対しましてもリーフレットの配付を行っております。定員につきましては、申込者数が定員を超過する場合におきましても、できる限り受診が可能となるような調整を行っております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 様々な機会を通して情報発信や啓発に御努力をいただいていると理解をいたしました。分かりやすい情報提供として、健康づくりカレンダーを全戸に配付していただいていることは大変に評価が高いものでありますけれども、健康づくり施策がこのカレンダーには全体的に網羅をされていることから、もう少し強い形でこのがん検診の受診を呼びかける工夫ができないかと考えます。せっかくの全戸配付によりまして情報提供でありますので、このがん検診に目を向けていただく方策をぜひ併せて検討していただきたいと思

ますが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） がん検診の市民への啓発強化や健康づくりカレンダーへの工夫についてでございますが、現在各がん検診の申込用はがきを健康カレンダーに綴じ込んだ形で全戸配付をしております。がん検診の受診の呼びかけにつながるような工夫につきましては、他市の取組について情報収集を行い、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） この点については、この全戸配付という機会を捉えてぜひ進めていただきたいと思っておりますが、現状行われているがん検診の定員拡大について、現状でも申込者数が定員を超した場合に、できる限り受診が可能となる調整を行っていただいているということでもありますけれども、具体的には何人の方に対応された形になっているのかお伺いをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 令和4年度におきましては前期、後期でそれぞれ定員を設けておりましたが、合わせて約245名の定員を超過お申込みにつきまして調整を行い、受診可能といたしました。

以上でございます。

○15番（中間建二君） この点については柔軟に御努力いただいていることに感謝申し上げたいと思います。

続いて、現在市が無料でこのがん検診を行っていただいているわけでありまして、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、それぞれ毎年どれくらいの市民の方がこのがんを要因としてお亡くなりになっているのか、こういうデータはありますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 市内のがんによる死亡者数についてでございますが、国の統計データによりますと、令和3年度におきましては、胃がん26名、大腸がん29名、子宮頸がん5名、乳がん11名、肺がん43名となっております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） では、続いて、この市のがん検診で毎年どのくらいの方が検診を受診されているのか、またがんの早期発見につながっている実績はどのようなものかお尋ねをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 令和3年度の各がん検診の受診者数についてでございますが、胃がん検診は623名、大腸がん検診は1,896名、子宮頸がん検診は1,191名、乳がん検診は1,321名、肺がん検診は1,190名となっております。

また、がんの早期発見につながっている実績についてでございますが、精密検査の結果、がん、またはがんの疑いであった方の令和3年度の件数につきましては、胃がん検診では1名、大腸がん検診では3名、子宮頸がん検診では1名、乳がん検診では9名、肺がん検診ではなしとなっております。

以上です。

○15番（中間建二君） 今御答弁いただきましたこれらのがんの死亡者数ですとか、また早期発見の実績は相当のインパクトがあるものと思っておりますけれども、がん検診の受診を呼びかけるに当たっては、どのような形で周知をされているのかお尋ねをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） がんの死亡者数などの周知についてでございますが、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業におきまして、受診勧奨の御案内に市内の死亡者数のデータを掲載しております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 令和3年度の行政報告書の実績を見ますと、新たなステージに入ったがん検診の総合

支援事業においては、二十歳の子宮がん検診、また40歳の乳がん検診とも受診率が低い状況となっております。この点についてはどのような対策が講じられているのか、またコール・リコールの実施状況についてもお問い合わせいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業のコール・リコールの実施状況についてでございますが、令和3年度におきましては、20歳の子宮頸がん検診対象者455名及び40歳の乳がん検診対象者490名に対しまして7月に無料クーポン券を郵送しております。その後、未受診であった子宮頸がん検診対象の427名及び乳がん検診対象の443名に再勧奨の通知を送付いたしました。令和3年度の受診者数は子宮頸がん検診54名、乳がん検診111名となっており、受診率の向上につながる対策につきましては、他市などの事例について情報収集を行い、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） コール・リコールでは、先ほど御答弁いただいたように、具体的ながん検診で命が守られている実績、また無料で受診できるお得さなど、メッセージ性が強いものを目にさせていただくことが受診率の向上に効果的だと思われまじけれども、この点についてはどのような工夫を行っているのかお問い合わせいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 受診率向上への工夫についてでございますが、無料クーポン券は該当年齢でしか利用できないという旨を分かりやすく表記しております。また、市内のがんによる死者数を記載することで検診の重要性をお知らせし、受診率の向上を図っております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 先ほどの御答弁でも、クーポンによります子宮頸がん検診、乳がん検診の受診者はまだまだ少ないものと思われまじ。クーポン券の記載やがんの死亡者数を入れてインパクトのあるものになるよう工夫されているとのことでありまじけれども、封筒そのものにインパクトのあるメッセージを入れるなど、そういうことでも無関心の方へ効果があるかと思われまじけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 現在封筒につきましては、重要なお知らせという記載をしております。内容物の説明を封筒に表示することは無関心層の方へ一定の効果があると考えられまじますが、市の送付物として適切な内容となることも必要とされまじことから、他市の取組なども参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 重要なお知らせということも大事かも知れまじけれども、それに加えて、あなたの命を守るための、もしくはあなたの健康を守るためという言葉でも目を引くものと思われまじし、また先ほど来御答弁いただきました、毎年がんで亡くなっている方の数値をあえて封筒に大きく記載をするということも有効ではないかと思われまじ。受診率を上げるための方策として、また若い方、若い女性の命を守るための方策としてもぜひ推進をお願いをしたいと思います。

続いて、特定健診とがん検診の同時受診を進めていただいたことは大きな受診率の向上に効果が期待ができるものと思われまじけれども、どのような実績があるのかについてお尋ねをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 特定健診とがん検診の同時実施の実績についてでございますが、大腸がん検診については、同時実施開始当初の平成29年度は71人でありまじましたが、令和3年度は264人となっております。また前立腺がん検診につきましては、平成29年度は269人の受診者でありまじましたが、令和3年度は293人となつ



ており、同時実施による受診者は増加していると認識しております。

以上でございます。

○15番(中間建二君) この同時実施については、特定健診とがん検診の同時実施でありますけれども、今でもこのがん検診は、同時実施とは言いながら、予約制、申込みをする手順は必要になっているわけでございます。この点では、特定健診とがん検診、あらかじめセットにしておいて、当日、特定健診の際、申出をするだけで受けられるような方策を取ることでのがん検診の受診率の向上にもつながるのではないかと考えますけれども、市の御見解をお伺いいたします。

○健康推進課長(幸村有紀君) セット検診の方法についてでございますけれども、40歳から65歳の5歳節目の方につきましては、大腸がん検診に限った状況でございますが、特定健診の受診時に申し出ることにより検診を受けていただくことが可能となっております。しかしながら、そのほかのがん検診につきましては、医療機関との調整も必要になり、費用の増加も課題であると考えております。

以上でございます。

○15番(中間建二君) 先ほど御答弁いただきました同時実施の実績から、特定健診とがん検診の同時実施は受診率の向上につながることは明らかではないかと考えております。特定健診を所管する保険年金課と健康推進課、同じ健幸いきいき部と今なっておりますことから連携もしやすいかと思えます。ぜひこの点については進めていただきたいと考えておりますけれども、再度御答弁をお願いいたします。

○健幸いきいき部長(川口荘一君) 特定健診とがん検診の同時実施についてであります。この同時実施によりまして検診を受診される方の利便性が向上し、またこのことに伴いまして受診率の向上にも寄与できる実施方法であると認識しております。

現在一部のがん検診は、特定健診との同時実施、同時受診ですね、それが一定の条件の下に可能となっておりますが、この取組をさらに拡充するためには市内の医療機関等の御協力が必要不可欠でありまして、また他市との相互乗り入れを行っている状況を踏まえますと、拡充に向けましては課題も多々あると認識するところもございます。

市としましては、今後におきましても検診の受診率の向上の取組を進める中で、検診の同時実施の拡充などを含めまして、市民の皆様の利便性、そして健康の保持増進を図ることに引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○15番(中間建二君) ぜひ、このがん検診で市民の皆様の命を守っていくという視点でお取組をお願いしたいと思えます。

続いて、快食プロジェクトの推進についてもお伺いをさせていただいております。

たんぱく質に着目した食生活の改善に努めていくと、進めていくということでございましたけれども、私は以前の一般質問で埼玉県坂戸市の葉酸プロジェクトを御紹介させていただいた中で、食を通じた健康づくり施策の推進を訴えさせていただきました。この坂戸市の葉酸プロジェクトでは、市民だけではなく、大学や大手の食品メーカー、また市内の飲食店、小売店等にも御協力をいただき、まちぐるみで食生活の改善につながる運動が広がっているところであります。

快食プロジェクトにつきましてはどのような形で事業展開を図っていくお考えなのかお伺いをいたします。

○健康推進課長(幸村有紀君) 快食プロジェクトの事業内容についてでございますが、令和4年度まで実施い

たしました東大和ライフスタイルラボ、快腸プロジェクトに引き続き、東京大学未来ビジョン研究センターとの健康施策に関する総合協定の下、市民や企業と協働し、たんばく質をテーマとした事業を進めてまいります。子育て世代をターゲットにすることで、子供とその保護者の世代のたんばく質の摂取状況についての傾向や課題を抽出し、また参加型のワークショップによりたんばく質の摂取状況の改善や食生活への健康意識の変化についての振り返りや、市内飲食店での限定メニューの開発、啓発動画の作成、配信などについても実施をする予定としております。

このプロジェクトの実施により、市民の皆様の望ましい食習慣の定着が図られ、さらには健康増進計画の総合目標である健康寿命の延伸につながる効果を期待しております。

以上でございます。

- 15番（中間建二君） コロナ禍においても前段の快腸プロジェクトを進めていただいた中で、そこに参加された子育て世代の方は大変に喜ばれていたお話も伺ったことがございます。この快食プロジェクトも子育て世代をターゲットに取り組むという今御答弁でありますけれども、このたんばく質の低下によります筋力低下は、介護予防でも近年フレイル予防などで注目をされているところでもあります。

また、健康寿命の延伸につながる施策ということですが、今後の他の世代への展開、展望についてお考えをお伺いいたします。

- 健康推進課長（幸村有紀君） 今後の他の世代への展開についてでございますが、今年度につきましては子育て世代をターゲットとする予定であります。取組の評価を行う中で、ほかの世代、特にシニア世代への展開についても関係団体と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 15番（中間建二君） 東大和市独自の食を通した健康づくりとして快食プロジェクトをスタートするわけでございます。全世代を対象にした事業展開を大いに期待をさせていただきます。

コロナ対策として、ワクチン接種も継続してまだまだ行う形でありますので、感染症対策も続きますけれども、今回取り上げました各種がん検診の充実、また快食プロジェクトの推進についても、総合的な健康づくり施策としてぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

続いて、3点目の多摩湖マラソンについてお伺いをしております。

この多摩湖マラソン大会を開催するためには、体制面や費用面とも課題もあると思われまますが、道路整備等のハード面の課題もあるかと思っております。現状でどのような課題解決が必要になるのかお伺いをいたします。

- 生涯学習課長（岩野秀夫君） 多摩湖マラソン大会を実施するに当たり想定できる主な課題といたしまして、体制面につきましては、駅伝大会において多摩湖周回の走路は歩道としておりますが、マラソン大会では一斉に走る選手の数が増えることとなりますことから、車道を走る必要が生じるものと見込んでございます。その場合、交通規制をするための迂回路の確保や、生活道路となっております地域住民等の御理解、警備体制や救護体制の強化が必要になると見込んでございます。駅伝大会を実施する以上に安全面への配慮が必要になるものと考えてございます。

また、マラソンのコースを一周約7キロの多摩湖半周コースとするか、一周約12キロの多摩湖全周コースとするかによりまして道路の使用許可基準が変わってくるものと認識しており、東京都ほか関係機関から使用許可が下りるか否かにつきましても懸念事項になるものと考えてございます。

人員体制の面におきましても、要所要所に給水所を設ける必要があり、そこに複数名のスタッフを配置しなければならないなど、必要とされる人員につきましては駅伝大会より増えるのではないかと考えております。

次に、費用面につきましては、体制面の強化に伴いまして負担金の増額が必要になるとともに、このことに見合う参加者の費用負担や協賛金の確保といった点が課題になると考えております。

次に、道路整備等のハード面につきましては、車道を走路とした場合に、大人数が走るのに適した状態なのか、道路の状態を確認いたしまして、必要に応じて路面の補修等を行うことになると考えております。

そのほか、市では、スポーツ協会、陸上競技協会、スポーツ推進委員等の様々な関係団体からの協力によりまして通年でスポーツ事業を実施しております。マラソン大会を実施する際には、その開催時期や関係団体とのさらなる協力体制の構築も課題になるものと考えてございます。

以上でございます。

○15番（中間建二君） まだまだたくさんの課題がある現状かと思っておりますが、一方で、この実施に向けた検討、当然課題解決がない限りはできないわけでございますので、検討を進めていただきたいわけでございますけれども、そういう中で一つ財政面の確保、また開催に向けた機運醸成という意味では、この多摩湖マラソンに向けた基金の設置が一つ有効ではないかというふうに考えておまして、お尋ねをしております。

多摩湖駅伝の参加者、また市民ランナーからも一定の御理解や御協力も期待ができるのではないかと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○教育部長（小俣 学君） 基金の設置に関しましては、先ほど市長からの答弁でございましたとおり、今後情報収集するとともに、その有効性について研究してまいりたいと、そのように考えております。

その上で、今後マラソン大会の開催の見込みが立ちましたら、御提案を頂きました基金の設置をはじめ、市民ランナーへの機運醸成など、様々検討に入りたいと、そのように検討してまいりたいと考えております。

また、ただいま課長のほうから、マラソンの開催のための課題について様々答弁させていただきましたけれども、どれ一つとってもなかなか簡単なことではないというふうに考えております。しかしながら、引き続き、いつかはフルマラソンというような気持ちや思い、そういうものは忘れずに課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） 多摩湖を会場としたフルマラソン、また女性のフルマラソンの発祥の地ということでスタートしたものでありますけれども、この多摩湖は昭和2年に完成をし、4年後には100周年を迎えるということでもあります。この100周年を一つの機会と捉えて、何らかの記念大会、もしくは開催に向けたイベントでもいいかと思っておりますけれども、何らかの動きが取れないかというふうに期待をしておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○教育部長（小俣 学君） ただいま多摩湖100周年ということで議員のほうから御紹介がございましたけれども、あと正味3年ということになりますかね、そういうことでは、今後の研究の成果にかかってくるかなというふうに思っております。

現在では、村山上貯水池堤体強化工事、その終了に合わせまして多摩湖駅伝大会の多摩湖周回コースの再開に向けまして準備を進めるという考えでいるところでございます。その関係から、多摩湖におけますマラソン大会につきましては、繰り返しになって恐縮でございますが、今後体制面、費用面、ハード面での課題、そちらのほうの課題の解決に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 様々な課題がある中で、ぜひ実現に向けての御検討をお願いしたいと思っております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、電気自動車の普及促進についてお伺いをしております。

当市の庁用車における電気自動車については80台のうち10台が更新ができたということでありまして、これは全て電気自動車に更新をしていくということでのよいのか、今後の見込みをお伺いをいたします。

○総務部長（矢吹勇一君） 現在庁用自動車80台のうち、消防ポンプ車など電気自動車に更新できない特殊車両が30台ほどございます。これらを除いた約50台につきましては、時期を捉えて順次電気自動車等へ更新してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○15番（中間建二君） 更新できるものは全て更新をしていくということですが、この充電設備、既に庁用車用のものが東大和市役所内にあるかと思っておりますが、この庁用車用の充電設備は市民の方は今利用できる状況なのかお伺いをいたします。

○総務部長（矢吹勇一君） 庁用自動車用の充電設備につきましては、普通充電器を使用しております。充電には長時間を要しますことから、市民の皆様にご利用いただくことは難しいと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） それでは、国や都はそれぞれ電気自動車の普及を今図っているかと思っておりますが、公共施設における充電設備の設置については、何らかの方針や要請等はあるのかお伺いをいたします。

○環境対策課長（梶川義夫君） 国におきましては、令和3年6月に策定されました2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略におきまして、公共用の急速充電器などのインフラの拡充を方針として掲げております。東京都につきましても、令和3年3月に策定されましたゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report、こちらにおきまして急速充電器の普及を掲げております。ただし、これらにつきましては国や都の施設、それ以外には国内であったり都内全域を対象としたものでございまして、各自治体の公共施設への導入のみを対象としているものというものではございません。

以上でございます。

○15番（中間建二君） そうしますと、市役所等の公共施設にこの電気自動車の充電設備を設置する場合には、国や都の財政支援はどのようなものがあるのかお伺いをいたします。

○総務部長（矢吹勇一君） 公共施設への充電設備設置の際には、国においてはクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金、また東京都においては充電設備普及促進事業などの制度があります。こちらの活用が見込まれることから、今後調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 電気自動車の庁用車の買換えが東大和市でも進んでいるということは理解ができたところでありますけれども、市民の皆様へのこの電気自動車の普及促進の方策として市が取り組めることとしてはなかなか限りがある中で、この公共施設における充電設備の設置が最重要の課題ではないかと思っております。

国や都の財政支援を活用しつつ、計画の中に反映ができますようにぜひ進めていただきたいことを要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（東口正美君） 次に、16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[16番 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） 議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。

先般行われました市議会議員選挙におきましては、多くの市民の皆様の温かく力強い御支援を賜りまして、3期目の当選をさせていただきました。公明党の議員として、大衆とともにの立党精神を胸に、市民の皆様と行政とのパイプ役として、この4年間も誠実な議員を心がけ、心こそ大切なれをモットーに、市長を支え、将来にわたって活力ある東大和市を維持していくためにさらに精進していく決意でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、令和5年第2回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回私は、大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、効果的な予防接種の取組についてでございます。

①といたしまして、HPVワクチンについて伺います。

子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについて、令和4年に定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また、令和5年4月からは、9価HPVワクチンも定期接種として使用可能となり、当市でもHPVワクチンに関する接種や関心が高まっております。

日本では、子宮頸がん予防として女子のみに定期接種となっておりますHPVワクチンですが、海外では、男女ともに公費負担で接種できる国もあるようです。昨年11月には、当事者である男子大学生らが男性へのHPVワクチン定期接種化を求める約1万5,000名分の署名を厚生労働省に提出しております。

そこで、以下お伺いをいたします。

ア、令和4年に定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されましたが、これまでの実績について伺う。

イ、令和5年4月からの定期予防接種における9価HPVワクチンの使用に係る対象者や家族への情報提供について伺う。

ウ、日本では子宮頸がん予防として、女子のみに定期接種となっておりますが、男性へのHPVワクチン接種について、市の見解を伺います。

②といたしまして、带状疱疹ワクチンについて伺います。

皮膚に赤い斑点などができて激しく痛む带状疱疹は、80歳までに3人に1人がかかるとされておりますが、予防効果の高いワクチンは接種費用が高価であります。そのため、接種をためらう人も多く見受けられます。東京都では、都議会公明党の提案で50歳以上を対象に接種費用を助成する市区町村に都が半額を補助する制度が今年度から始まりました。東大和市ではいち早くこの制度を活用して带状疱疹ワクチン予防接種費用助成事業を開始していただき、市民の皆様から大変喜ばれております。

そこで、以下お伺いをいたします。

ア、市は、令和5年4月より予防接種費用助成事業を開始しましたが、これまでの実施状況や市民の反応について伺う。

イ、他自治体の状況について伺う。

ウ、他自治体の実施状況と比較した場合、当市の補助額が全体的に低い額でとどまっていることから、さらなる接種費用助成の増額ができないか、市の見解を伺います。

③といたしまして、インフルエンザワクチンについてお伺いをいたします。

昨年は、秋冬に季節性インフルエンザの流行の可能性が指摘され、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されることから、高齢者等の重症化を防ぐとともに、医療機関の負担を軽減することが必要であるため、都議会公明党の提案によって、65歳以上の方等を対象とする季節性インフルエンザワクチンの定期予防接種の自己負担分について東京都として助成することが決定し、東大和市でも多くの方が利用され、喜ばれました。

そこで、以下お伺いをいたします。

ア、これまでの実施状況について伺う。

イ、13歳未満の子どもに対する接種費用助成の検討状況について、市の見解を伺います。

次に、2点目といたしまして、新型コロナウイルスの5類移行後の市民生活についてであります。

令和5年5月8日以降は、コロナ禍での対策とは異なり、これまでの法律に基づき、行政が様々な要請、関与していく仕組みから、個人の選択を尊重し、一人一人の自主的な取組を基本とする対応に転換していきとなりました。しかしながら、3年以上も続いたコロナ禍での生活環境を、このように変更になった、個人の判断に委ねられるとの報道を見ても、市民は具体的にどう理解すればいいのかわからない、個別具体的に説明が必要ではないかなどのお声をいただいております。

厚生労働省のホームページ、新型コロナウイルスに関するQ&Aにアクセスすることによって、5類感染症移行後の対応についての詳細が記載されているのは理解をしておりますが、市民に対して丁寧な説明が必要だと考えます。

そこで、①といたしまして、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類から5類に移行したことに伴い、医療体制や医療費、後遺症対策など、市民生活にどのような変化が想定できるのかお伺いをいたします。

次に、3点目といたしまして、自然再生の取組についてであります。

池の水を抜き天日干しをするかいぼりという言葉を知ったのは2014年、2017年の開園100周年に向けて東京都立井の頭公園の井の頭池で水質浄化と外来種の駆除を目的にかいぼりが行われることを報じたニュースだったように記憶をしております。昔の姿を取り戻そうと始まったかいぼりで捕獲した生き物は、初回はオオクチバスやブルーギルといった外来種が8割を占めていたようです。また、思いもよらない大きなものなどが投棄されており、衝撃を受けました。最近では、「池の水ぜんぶ抜く大作戦」の題名で人気番組として報道されていることもあり、かいぼりという言葉を目にするようになりました。かいぼりを実施することによって生態系の再生に足元から取り組み、継続していくことの大切さを実感できると考えます。

そこで、二ツ池のかいぼりについて、以下お伺いをいたします。

ア、目的とどのような効果があると考えられるか。

イ、具体的な進め方や近隣への理解について。

ウ、市民協働による実施について。

エ、郷土博物館職員との協働について。

オ、貴重な体験を子どもたちに経験してもらいたいと考えますが、いかがか。

カ、貴重な資料として手順などをアーカイブし、小・中学校の教材として活用するとよりよい取組になると

考えますが、市の見解を伺います。

最後に4点目は、市民の生命や財産を守るための防犯対策についてであります。

6月9日は、鍵を閉める意味でのロックの日でした。この日の制定に当たっては、年に1度は、一人一人が家の鍵を見直して防犯意識を高めてもらいたいとの願いが込められております。

住まいは不審者に侵入されない環境づくりが欠かせません。玄関ドアはいつも施錠し、出入りの時だけ開けましょう。錠前が2つあれば2つとも鍵をかけること、ツーロックが原則です。見知らぬ来訪者にはインターホン越しにドアチェーンをかけたままで安全を確保した上で対応しましょう。窓ガラスは割られないように防犯フィルムなどを貼り、補助錠を取り付けて窓からの侵入を防ぐことが大切です。ソフト面の心がけも必要です。外に干した洗濯物やカーテンの柄、窓辺の置物などからも家族構成などの情報は読み取られてしまいます。SNSで旅行予定を発信したために、旅行中に空き巣被害に遭った事例もあります。個人情報に極力漏らさないことが対策の鉄則です。

しかしながら、分かっている、自分だけは大丈夫だと思ってしまうのが現実ではないかというふうを考えます。

そこで、①といたしまして、住宅を狙った侵入窃盗事件が増えています。特に昨今では、強盗などの侵入窃盗を行うだけでなく、住人がいてもお構いなしの凶悪な犯行も発生し、防犯対策として人がいる気配を醸し出しているにもかかわらず不十分なケースもあります。不安を感じながら生活をしている方が多くいらっしゃいます。

以下についてお伺いいたします。

ア、侵入窃盗被害の推移について。

イ、被害防止に向けた対策について。

ウ、防犯カメラの設置に対する市の考え方について。

エ、自宅への侵入窃盗及び地域における犯罪などの未然防止を図るために、屋外に設置する家庭用防犯カメラの設置に係る費用に対する補助金の交付について、市の見解を伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔16番 荒幡伸一君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、HPVワクチン接種のこれまでの実績についてであります。定期予防接種の対象となります小学6年生から高校1年生の女子全員に対し令和4年3月に予診票を送付し、また同年7月には積極的勧奨の差し控え期間に対象であった方へキャッチアップ接種のための予診票を送付しております。

また、令和4年度の接種実績であります。累計で1,113回の接種数となっております。

次に、9価のHPVワクチンに係る対象者等への情報提供についてであります。市の公式ホームページや東大和市子育て応援アプリにおいて9価のHPVワクチンについてのお知らせを掲載し、市民の皆様への情報提供を行っております。

なお、市内の医療機関につきましては国のリーフレットを配付し、接種を希望する方への説明を依頼しております。

次に、男性へのHPVワクチン接種に関する市の認識についてであります。国は肛門がんや性感染症の予防に対する男性への4価のHPVワクチンの使用を承認いたしました。定期予防接種として位置づけること

の是非については現在検討段階となっております。

市といたしましては、国の検討状況を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、带状疱疹ワクチン接種費用の助成事業についてであります。市では、令和5年4月から50歳以上を対象として带状疱疹の予防接種費用の一部助成を開始し、4月の助成実績は累計で28件となっております。市民の皆様からは、助成があってありがたい、もう少し助成額を増やしてほしいなどの声を頂いているところであります。

次に、他の自治体の状況についてであります。令和5年5月末時点における26市の実施状況であります。令和5年4月から助成事業を行っているのは当市と武蔵村山市の2市となっており、5月から開始しているのが狛江市となっております。このほか、21市が令和5年度中の実施予定、2市が未定となっております。

次に、接種費用助成の増額についてであります。助成額につきましては生ワクチンの場合が1回当たり3,000円、不活化ワクチンの場合が1回当たり5,000円となっており、他市の平均額と比較しますと助成額が低い状況であることは把握しております。

市といたしましては、開始後間もない事業でありますことから、利用状況等を把握の上、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、インフルエンザワクチン接種の実施状況についてであります。市では、予防接種法に基づく定期予防接種として、65歳以上の方と60歳から65歳未満で疾患がある方を対象として高齢者インフルエンザ予防接種を実施しており、令和4年度の実績としまして1万4,263人の方が接種を受けております。

次に、13歳未満の子供に対する接種費用助成の状況等についてであります。令和4年9月に作成された東京保険医協会のデータによりますと、都内では17の区・市が13歳未満の方のインフルエンザ予防接種について費用助成を行っております。

市におきましては、他団体の取組状況を把握するなど、引き続き調査、研究に努めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に位置づけられたことに伴う影響についてであります。医療提供体制につきましては、国は多くの医療機関で発熱時の診察ができる体制を構築するとしており、令和5年5月末時点において、市内24か所の医療機関で発熱時の診察が可能となっております。

また、外来診察に伴う医療費につきましては、コロナ治療薬は令和5年9月末まで公費支援が継続されますが、そのほかの外来医療費は公費負担が終了し、保険診療として自己負担となっております。感染に伴う後遺症につきましては、まずはかかりつけの医療機関での御相談となりますが、都立病院におきましても相談窓口が開設されており、症状に応じて医療機関を適切に受診できる支援体制となっております。

次に、二ツ池のかいぼりの目的と効果についてであります。その目的は生物多様性保全事業の一つとして二ツ池の生物・自然再生を図ることです。効果につきましては、在来種の生態系の保全、外来種の防除のほか、二ツ池の自然・再生に対する市民の理解が深まることにあると考えております。

次に、かいぼりの具体的な進め方と近隣への理解についてであります。進め方としましては、現在現地調査を行っているところであります。今後9月から10月に協力ボランティアを募集し、11月にかいぼりを実施する予定であります。具体的には、池の水抜き、外来種の防除、在来種の保護を行い、その後、池の水を元に戻します。

近隣に対しましては、広報紙により周知を図ってまいります。また、かいぼりには市民の皆様にも参加して



いただき、自然環境のすばらしさを実感していただくことで理解を深めたいとも考えておりますので、近隣住民の皆様にはその旨をお知らせする予定であります。こうしたことでかいぼりに対する理解を深めたいと考えております。

次に、かいぼりにおける市民協働についてであります。かいぼりの実施に当たりましては、市民の皆様からボランティアを募集し、協力を得ながら進めてまいります。また、かいぼり実施後も水辺の植生管理や外来種の防除などを定期的に行うボランティアを募集し、継続的な保全活動に御協力いただきたいと思いますと考えております。

次に、かいぼりにおける郷土博物館職員との連携についてであります。一つの事業を行う際には、担当部署のみではなく、市として取り組んでいくことが重要であると考えております。当該事業につきましても、郷土博物館をはじめ関係部署との連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、子供たちがかいぼりを体験することについてであります。二ツ池のかいぼりにつきましては、生物多様性保全事業の一つとして生物・自然再生を図るものであります。これらの取組を子供たちが体験することは、自然に対して興味や関心を持ち、自然を学ぶ大変貴重な機会として環境教育に資するものと認識しております。こうしたことから、子供たちも体験できる内容も教育委員会とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、かいぼりの資料を小・中学校の教材として活用することについてであります。かいぼり委託の成果物につきましては、かいぼりの実施後、資料として整理してまいります。今後その内容につきまして教育委員会と共有し、教材としての活用を検討してまいります。

次に、侵入窃盗被害の推移についてであります。平成30年から令和4年までの5年間の市内における被害状況は、平成30年が19件、平成31年が21件、令和2年が11件、令和3年が13件、令和4年が19件となっており、年間10から20件程度、全体の刑法犯認知件数に対して2から5%程度で推移している状況であります。

次に、被害防止に向けた対策についてであります。警視庁では、侵入窃盗対策として、防犯パトロール等の人的な活動と併せて、防犯カメラの設置などハード面の整備・強化を行い、犯罪が発生しにくい環境をつくることを勧めております。

このうち住宅の防犯対策につきましては、ドア等の開口部の補助錠の設置、防犯フィルムの貼付や容易に住宅に接近させないための門扉やフェンス等の設置などを総合的に組み合わせることが重要であると認識しております。

市としましては、東大和警察署や東大和市防犯協会等と連携して、こうした情報の周知に努めているところであります。

次に、防犯カメラ設置に対する市の考え方についてであります。公共の場の防犯カメラにつきましては、防犯対策への活用や犯罪抑止効果等が期待できる一方で、不特定多数の市民を撮影することとなるためプライバシー権の侵害につながるおそれもあり、慎重な運用が必要であると考えております。

これまでの市の対応につきましては、通学路や公園、市役所や子ども家庭支援センター等の市の施設において、防犯の観点から防犯カメラが必要と判断した場合に設置を行っているところであります。

次に、家庭用防犯カメラの設置に係る費用に対する補助金についてであります。当該カメラ設置に伴う各家庭のプライバシーへの配慮等の適切な管理には課題も多い状況であります。また、防犯カメラの価格は以前よりも下がり、購入しやすい状況であることから、現在のところ補助制度の導入予定はございません。

今後も引き続き、市民の皆様への犯罪情報の周知や防犯対策の啓発に努めてまいりたいと考えております。  
以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時45分 休憩

---

午後 2時55分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは、HPVワクチンのこれまでの実績についてお伺いをいたしますが、令和4年度の接種実績は累計で1,113回の接種数との御答弁でございましたが、定期予防接種とキャッチアップ接種、それぞれの接種数と人数、接種率についてお伺いをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 令和4年度の定期接種とキャッチアップ接種の実績についてでございますが、定期接種では316の方が接種し、累計では651回、接種率は14%となっております。キャッチアップ接種におきましては248の方が接種し、累計では462回、接種率は7%となっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、令和3年度の接種実績の接種数、人数、接種率について教えていただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 令和3年度の定期接種の実績についてでございますが、255の方が接種し、累計で534回、接種率は11%となっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 自費で接種された方への償還払いについても実施していただいておりますが、現時点での申請数やお問合せなどがあるようでしたら、その内容について教えてください。

○健康推進課長（幸村有紀君） 積極的勧奨の差し控えの期間に自費による接種を受けた方への償還払いについてでございますが、キャッチアップ接種の対象者3,120人に対し償還払いの実施についての御案内を郵送し、令和4年度の申請件数は48件でございました。申請方法について数件の問合せをいただき、対応をいたしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 令和5年度の接種実績、接種数、人数、そのうち9価ワクチンを接種した人数について教えていただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 令和5年度の接種実績についてでございますが、4月の実績といたしまして、定期接種が37人、累計も37回となっており、うち9価ワクチンを接種された方は27人でございます。また、キャッチアップ接種につきましては48人、累計も48回となっており、うち9価ワクチンを接種された方は14人となっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

次に、9価HPVワクチンの使用に係る対象者や家族への情報提供に移りますが、9価ワクチンの効果と安全性について教えていただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 9価ワクチンの効果についてでございますが、ヒトパピローマウイルスの遺伝子型のうち7種類の遺伝子型への感染と、それによる子宮頸がんになる前の病変を予防する効果があり、子宮頸がんの原因の80%から90%を防ぐことができると言われております。さらには、別の2種類の遺伝子型への感染と、それによる性感染症である尖圭コンジローマに対する予防効果についても認められております。

次に、安全性についてでございますが、ワクチン接種後の副反応として、接種部位の痛みや腫れ、赤みなどが起こることがあり、極めてまれではありますが、アナフィラキシーなどの重いアレルギー症状や手足のしびれ、頭痛、嘔吐などの重い症状が起こることがあるとされており、医療機関から国への報告頻度は軽症を含めると1万人当たり8人から9人、重篤な症状の報告頻度は1万人当たり5人から7人となっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 様々この情報を知らなかったというような、この情報の格差があってはいけないというふうに考えます。

先日、NHKのネットニュースに「がんの誤解」と、「“余命3か月”のマネージャー」「子宮頸がんもHPVワクチンも何も知らなかった”俳優と共に伝え続けた最期の10日間」という記事を目にいたしました。

少し内容を紹介しますと、2023年4月9日、子宮頸がん予防のための子宮の日とされるこの日、東京・渋谷のハチ公前であるステッカーが配布されておりました。書かれているのは「知るという、がん予防」という言葉です。これは、芸能事務所An d m o（アンドモ）の代表取締役、井出智さんが、何も知らないまま子宮頸がんを他人事だと思っていたという自身の反省をきっかけに、産婦人科医や公衆衛生の専門家などと議論を重ねながら作ったキャッチコピーだということです。ステッカーを配布していたのは井出さんがマネージャーを務めてきた俳優やアーティストたち、ステッカーを受け取った人々と一緒に写真を撮りながら、子宮頸がんやHPVワクチンについて、若い世代にも実は身近なものであること、男女問わず知ってほしい情報であることなどを気軽な会話の中で伝えておりました。紹介したのはほんの一部でございますけれども、何も知らないまま後悔しないでほしい、ワクチン接種で予防できるがんなのだからということ強く訴えている記事でございました。

そこで、この9価ワクチンの効果や安全性も含めて、このHPVワクチン接種の周知や償還払いの制度があることをさらに丁寧に周知をする必要があるというふうに考えますが、市の見解を伺います。

○健康推進課長（幸村有紀君） HPVワクチン接種の周知についてでございますが、令和4年7月に定期接種及びキャッチアップ接種が未完了の方へ予診票と償還払いの御案内を郵送しております。市の公式ホームページ等により周知を行っておりますが、今年度におきましても9価ワクチンの御案内のリーフレットを定期接種及びキャッチアップ接種未完了の方全員へ郵送し、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いをいたします。

市内の医療機関では国のリーフレットを配付して下さっているとの市長の御答弁でございました。過去の一般質問でも提案させていただいておりますが、定期予防接種対象者のうち小・中学生については、学校にてリーフレット等を配付することによって対象者や家族への情報提供につながるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

また、次の質問にもつながる内容になりますが、男女ともに配付することによってさらに効果があると考えますが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 対象者や家族への情報提供についてでございますが、保健センターにおきまして対象となる方全員へ個別に御案内を行っております。また、広く情報提供をするため、市の公式ホームページや東大和市子育てアプリにて情報発信を行っておりますが、受診率の向上につながる情報提供や御案内の方法につきましては、教育委員会とも連携し、他市の取組を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

また、男女への情報提供につきましても、その効果については他市の状況について情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いをいたします。

次に、男性のHPVワクチン接種に移りますが、HPVが関係するこの男性の疾病について教えていただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） HPVが関係する男性が罹患する疾病といたしましては、肛門がんや性感染症である尖圭コンジローマがございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 男性もこのHPVワクチンを接種することでどのようなことが期待できるのかお伺いをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 肛門がんや尖圭コンジローマの予防について、国では令和2年に4価HPVワクチンの使用を承認いたしましたことから、これらの疾病の予防が期待できると考えられております。また、HPVは、男性から女性、女性から男性、また同性間でも感染し得るため、男性からの感染予防についても効果が期待できると考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 接種費用はどの程度かかるのか教えていただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 男性の4価ワクチンの接種費用についてでございますが、医療機関によって異なりますが、1回当たり1万6,500円程度であるため、3回接種いたしますと約5万円となります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、海外の公費接種の状況について、分かる範囲で結構ですので教えていただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 海外の公費接種の状況についてでございますけれども、令和4年8月時点の世界保健機関のデータによりますと、世界の39か国で男性のHPVワクチン接種が行われているということを確認しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

男性もこのHPVワクチン接種をすることで、男性自身のこのHPV感染による疾病を予防できることに加え、パートナーへの感染防止や社会全体での感染リスク低下など、接種の意義は高いというふうに言えます。一方で、男性のみ全額自費で接種を求めるのも、このハードルが高いというふうに思います。

そこで、男性がHPVワクチンを接種する際の接種費用を一部でも市で助成できないでしょうか。全国でも令和4年度に青森県平川市が、また令和5年度から東京都中野区や群馬県桐生市、千葉県いすみ市などが独自助成制度を開始すると報道されております。市民の健康を守り、将来の子育て世帯への支援策ともなります。他市に先んじて実施することで市民への強力なメッセージとなると思います。

改めて、この男性のHPVワクチン接種費用の助成をする意義は大きいというふうに考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○**健幸いきいき部長（川口荘一君）** 男性へのHPVワクチンの接種費用の助成についてでございますが、男性に対するHPVワクチンの接種につきましては、先ほど担当課長の答弁にもありましたとおり、肛門がん、また性感染症である尖圭コンジローマの予防効果があると言われておりますので、一定の意義があるということでは認識してございます。国におきましては、男性へのワクチン接種の定期化の是非につきまして、その有効性、安全性、費用対効果を含め、現在検討を行っているという段階と聞いてございます。今後におきましても、この国の検討状況につきまして注視をしまいたいと考えております。

市としましては、まずは令和4年度に、積極的な勧奨が再開されました女性に対するHPVワクチンの接種の促進に努めてまいりたいと考えており、またこのことと併せまして、男性へのHPVワクチンの接種、その効果、安全性などの情報の把握に努め、定期接種化に備えてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○**16番（荒幡伸一君）** よろしくお伺いをいたします。

少し繰り返しになりますが、自治体で助成する意義として、市民のHPV感染リスクを減らすことができる、またいち早く取り組めば新規性も注目度も高く、子育て世帯への目玉施策となり得る、助成額や対象年齢を調整することで予算規模も調整可能である、また海外の状況を鑑みると今後国も追従する可能性が高い、また先んじてやることで市民にアピールできるなどが考えられます。

子宮頸がんが悲しむ人が一人でも減らせるように、ぜひ前向きに検討していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、②帯状疱疹ワクチンに移ります。

まずは最初に、帯状疱疹ワクチン接種の効果についてお伺いをいたします。

○**健康推進課長（幸村有紀君）** 帯状疱疹ワクチン接種の効果についてでございますが、帯状疱疹ワクチンとは、50歳以上の方がかかりやすいとされている帯状疱疹の発症予防や重症化予防、帯状疱疹後神経痛という合併症の予防に効果があるとされております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** では、帯状疱疹ワクチン接種に使用できるワクチンの種類と発症予防効果、効果の持続性について教えていただけますでしょうか。

○**健康推進課長（幸村有紀君）** 現在使用されておりますワクチンは生ワクチンと不活化ワクチンの2種類でございます。50歳から59歳の発症予防効果についてでございますが、生ワクチンでは69.8%、不活化ワクチンでは96.6%であり、持続性につきましては、生ワクチンでは5年程度、不活化ワクチンでは9年以上とされております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** 先ほどの市長の御答弁では、4月の助成実績は28件とのことですが、年代別の人数が

分かりましたら教えていただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 年代別の助成人数についてでございますが、50歳代の方が6人、60歳代が7人、70歳代が10人、80歳代が5人となっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

带状疱疹ワクチン接種費用の助成事業については、とてもこの反応がよくて、市民の皆様から喜びの声を多く頂いております。その割には実績件数が若干少ないように感じておりますが、市の見解をお伺いいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 令和5年度の新規開始事業でありますことから、対象となる方への周知が行き届いていない状況や、また任意接種でありますことから一時的に全額を自己負担する必要があることが実績に結びついていないこととして推察をしております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

26市で令和5年4月から助成事業を行っているのは当市と武蔵村山市の2市だけとの市長の御答弁でございました。他市に先駆けていち早く取り組んでいただいたことに感謝申し上げます。

狛江市も助成事業を開始したとのことですので、武蔵村山市と狛江市の助成額についてお伺いをいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 武蔵村山市の助成額についてでございますが、生ワクチンは1回当たり4,503円、不活化ワクチンは1万1,473円となっております。狛江市の助成額につきましては、不活化ワクチンのみ、1回当たり8,000円となっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

若干やはり東大和市が少ないというのが分かりましたけども、改めて、接種費用助成の増額について市の見解をお伺いいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 助成事業につきましては、実施予定である他市の助成金額と比較いたしますと、助成金額が低い状況であることは把握しておりますが、未実施の市もございます。市といたしましては、開始後間もない事業でありますことから、今後の利用状況等を把握した上で、その効果について確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ワクチン接種の効果は大きいですし、市民の皆様からも喜ばれている事業なので、会派としても要望しておりますが、改めて接種費用助成の増額を要望いたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、この項目最後となりますインフルエンザワクチンに移りますが、インフルエンザワクチンの効果と有効性について教えていただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） インフルエンザワクチンの効果と有効性についてでございますが、一般的には、インフルエンザウイルスへの感染の予防や、発熱や喉の痛み、全身倦怠感などの症状の軽減について効果があるとされております。しかしながら、流行株とワクチン株のマッチングや、ワクチン接種をする方の獲得免疫により有効性が左右されるとも言われております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、予防接種法に基づく定期のインフルエンザ予防接種の対象について教えていただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） インフルエンザ定期予防接種の対象についてでございますが、まず65歳以上の方と、それから60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器などに重い病気のある方、身体障害者手帳1級程度の方となっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、令和3年度の接種実績について教えていただけますでしょうか。

○健康推進課長（幸村有紀君） 令和3年度の実績についてでございますが、対象者2万3,418人に対しまして1万2,530人が接種され、接種率は53.5%となっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

最近では、受験生、小学6年生、中学3年生、高校3年生に対して接種費用の助成をしている自治体もございます。東大和市でも実施してほしいとお声をいただいておりますが、この点について市の見解をお伺いいたします。

○健康推進課長（幸村有紀君） 受験生に対する接種費用の助成についてでございますが、多摩地域の自治体におきましては26市中5市が実施をしております。助成金額は1,000円から2,000円の範囲となっております。

市といたしましては、健康保険の保険者がその加入者に対しインフルエンザワクチン接種の費用助成を行う制度があることや、助成を実施している自治体が5市にとどまっておりますことから、引き続き他市の状況等の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 改めて、子育てしやすいまちとして、また多くの子育て世帯から選んでいただけるまちとしての観点からも、13歳未満の子供に対する接種費用の助成を実施していただきたいと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 13歳未満のお子さんに対するインフルエンザワクチンの接種費用の助成についてでございますが、現在の考えとしましては、担当課長の答弁のとおりということでございます。

付け加えて申し上げることとしましては、13歳未満のお子さんへインフルエンザワクチンを接種するためには保護者の同意が必要になってまいります。保護者のワクチン接種に対する考え方は様々であると思われまじ、この点で非常に慎重さが必要ではないかといった認識もございます。

市としましては、引き続き他市における取組状況等の把握に努めるとともに、助成を実施した場合の費用対効果なども見極める必要があると考えてございます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけがこの季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行し、これまでのような行動制限がなくなり、マスクの着脱も個人の判断に委ねられるようになりました。既にこのインフルエンザが猛威を振るっている状況もございます。小さなお子さんを育てている御家庭では接種費用の助成を強く望んでおります。ぜひ前向きに検討していただき、事業化できますよう要望をさせていただきます。よろしくお祈りをいたします。

それでは次の項目、新型コロナウイルスの5類移行後の市民生活に移らせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類から5類に移行したことに伴い、医療体制や医療費、後遺症対策など、市民生活にどのような変化が想定できるのかということをお伺いするのですが、壇上でも述べましたように、厚生労働省のホームページなどで調べれば、ほぼほぼ理解できると思うのですが、5類移行になったから個人の判断に委ねると言われてもどう判断したらいいのか困ってしまう、もう少し丁寧に説明してほしいとお声をいただいておりますので、あえて質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、発熱やせきなどの症状が発症し医療機関へ受診したい場合に、どのようにしたらいいのかお聞かせください。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 医療機関へ受診される場合には、まずはかかりつけ医や身近な医療機関へ電話をいただいて御相談をいただきます。また、実際に医療機関で受診される際には、基本的な感染症対策といたしましてマスクの着用をお願いするという形でございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では次に、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、療養期間などはどのように変化しているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 令和5年5月8日から5類への移行に伴いまして、感染に伴う外出自粛の要請、こういったものがなくなっております。感染時に外出を控えることがまず推奨される期間といたしまして、発症日をゼロ日とさせていただきます5日間となります。

なお、発症日から5日を経過してもなお症状が軽快しないような場合につきましては、その後熱などの症状が軽快してから24時間を経過するまでは外出を控えていただくということをお願いをさせていただきます。しかし、こうした期間にやむを得ず通院や食料品が必要になり買出し等外出される場合には、人混みを避けてマスクなどの感染症対策を行っていただくという形でございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 次に、感染が分かり自宅療養しているときに体調が悪化した場合はどのようにしたらいいのかお聞かせいただけますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 自宅療養中に体調が悪化された、また受診を希望する場合、まずはかかりつけ医などの医療機関に御相談いただくことになります。また、東京都のホームページにおきまして発熱患者等が診療いただける医療機関が公表されてございます。また、電話による相談窓口といたしまして、東京都新型コロナ相談センターにおいて体調不良時の相談について受付のほうをさせていただきます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 次に、5類へ移行したことに伴う感染対策はどのようなになるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 感染症法上5類へ移行したことに伴いまして、日常における基本的な感染対策はまず個人に委ねられることが基本とされております。

具体的に3つ申し上げますと、1点目でございますが、基本的な感染対策といたしまして、引き続き、換気、手洗いや手指消毒が有効でございます。

2点目でございますが、マスクの着用、こちらについては個人の判断が尊重されます。



なお、国が推奨している着用の場面につきましては、医療機関での受診時や高齢者施設への訪問時、通勤ラッシュなど混雑した電車やバス、こちらのほうを乗車されるとき、感染の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行かれるような場合については着用が効果的とされてございます。

3点目でございますが、3密の回避や、人と人との距離、こちらのほうの確保についても有効となっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 次に、感染症法上の分類が5類に変更される以前は、感染された方と接触された方も自宅待機が必要でしたが、5類へ変更したことによりどのような対策が必要なのかお聞かせいただけますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 5類へ移行されたことにより、濃厚接触者として特定されることはまずなくなりました。外出の自粛要請もなくなっております。このため、個人の判断によりますが、不要不急の外出はお控えいただきまして、御自身の体調管理に努めていただくという形でございます。

御家族や同居される方が新型コロナウイルスへ感染された場合、できるだけ部屋を分けるなど、感染された方との接触を極力少なくする、また感染対策していただきますようお願いをさせていただきます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 次に、様々な感染対策を実施しても新型コロナウイルスへ感染される場合がございます。感染された場合、後遺症に関する相談窓口はどのようになっているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 新型コロナウイルスへ感染し、その治療や療養が終了した後においても、呼吸が苦しい、倦怠感などが継続される場合、こちらがございます。そのような症状がある場合には、まずはかかりつけの医療機関へ御相談いただきますが、東京都では都立病院に相談窓口を開設しておりますので、そちらのほうの御利用をいただくこととなります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 次に、5類へ移行したことに伴い、医療費についてはどのように負担が発生するのかお聞かせいただけますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 感染症が5類へ移行されたことに伴いまして、今まで公費負担の対象となっておりました検査や陽性判定後の入院、外来診療などに係る費用につきましては、通常の保険診療の関係で自己負担となっております。また、感染された患者の負担軽減ということもございまして、高額な治療費につきましては、今現状知り得ているところでは、9月30日までは公費負担が継続されるという形でございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、5類へ移行されたことに伴い、今までの新型コロナウイルスへ感染した場合や感染対策に変更が生じているものというふうにかえます。このような取組について、現在市のホームページで見つけることが難しい状況となっておりますが、市民が見て分かりやすいホームページにしていきたいというふうにかえますが、いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 現在のホームページのづくりという形でございますが、新型コロナウイルス感染症にかかる窓口相談（発熱時等）ということでページのほうを作成させていただいて、掲載のほうさせていただきます。

5月8日以降に感染された場合、医療機関での受診や受診に迷った場合の相談窓口といたしまして、東京都新型コロナ相談窓口などを御案内のほうらせていただいております。

そのほかにも、療養者や濃厚接触者の方へ対して東京都福祉保健局のホームページ、こちらのほうもリンクをさせていただいて、情報の入手ができるような形での掲載のほうはさせていただいております。

御意見いただいておりますとおり、見やすい、また情報の入手のしやすいということで、市民の方が情報を的確に捉えられるような形へ今後も改善等を図りながら、市公式ホームページのほうのつくりについては情報の掲載のほうもさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

市におかれましては、今後も継続される新型コロナウイルスへの感染対策について、分かりやすく、情報の入手のしやすいホームページにさせていただきますよう今後も御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

例えば今回この質問させていただきました内容などを中心にQ&A形式でホームページに掲載していただくのも一つかというふうに思いますので、御検討のほどよろしくをお願いを申し上げます。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

3番目、自然再生の取組についてでございます。

二ツ池のかいぼりについて順次お伺いをいたしますが、最初に、昨年12月に二ツ池の水草除去作業を行っていただきましたが、実施状況や作業の目的について教えていただけますでしょうか。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 本年度に実施いたしますかいぼりを見据えまして、令和4年12月に池の水を一定量抜いた上で、池に繁茂していた園芸スイレンやハゴロモモの一部除去、アシの一部刈取りなどを行いました。また、かいぼりのための調査として、池のヘドロなどの堆積状況等の確認をいたしましたものでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） この池を覆っている園芸スイレンなどは重点対策外来種に選定されておりますが、具体的にどのような被害が想定されるのか教えていただけますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 園芸スイレンなどは、池の一部を覆うことで他の水草が生える場所を奪う、また水中に日光が差し込むということを阻害する原因になります。また、枯れたスイレンの葉が地底に堆積しヘドロ化することで水質汚濁の原因となり、池の生態系に対して影響を与えることが懸念されるところでございます。既存のまま手を加えずにおりますと、自然と生物を保全しつつ再生していくことが困難になるというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 現在現地調査をしているとの市長の御答弁でございましたが、どのような調査をされているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 現在行っております現地調査につきましては、昨年度行った文献調査やヒアリング調査を基にしつつ、二ツ池に現在生息している生物を調べている段階でございます。魚類、水鳥、水生昆虫、水草について現地での確認を行っているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、二ツ池には本来どのような在来種が生息をしていたのでしょうか。また、現在どのような在来種や外来種が生息しているのか教えていただけますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 昨年度行いました文献調査やヒアリング調査によりますと、過去に二ツ池に生息していた在来種としては、絶滅危惧種となっておりますアカハライモリやホトケドジョウなどの希少生物や、エビモ、ヒルムシロ、ミズアオイなどの水草などが見られているということでございます。また、現在生息しております在来種といたしましては、オイカワやカワニナ、ヨシなどで、外来種といたしましてはウシガエルやコイ、アメリカザリガニなどが生息しているというふうに認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、自然再生に向けた取組について、近隣住民にはどのようにインフォメーションをされてきたのでしょうか。また、今後どのようにインフォメーションし、かいぼり実施に参加していただく予定なのか教えていただけますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 今回のかいぼりに関しまして、広報紙「東大和二ツ池だより」を発行し、近隣の公共施設のほうに配付しております。今後につきましては、かいぼりイベントの実施する時期前には、改めまして現地での事業周知の啓発物の掲出を考えております。また、市報やホームページ、SNS、こういったものを中心に参加を広く募る中で、近隣住民の方にも事業を周知していただきつつ、御参加いただけるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 今後ボランティアを募集するとの市長の御答弁でございましたが、ボランティアに参加する条件などがありましたら教えていただけますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 9月から10月頃を目途にでございますが、募集を開始する予定のかいぼりイベントのみ参加いただくボランティアの条件につきましては、現在のところはまだ決定しておりません。決定次第、募集開始と時期を併せて周知を図っていきたいというふうに考えております。

また、かいぼり実施後も二ツ池を中心とした自然再生の取組を継続的に行っていただくボランティアというものを考えております。こちらにつきましては7月から募集を予定しております。条件につきましては、中学生以上で野外作業に従事できる方、また8月から開催予定の講習会を5回全て参加できる方ということ想定させていただきます。7月上旬より、詳細な情報を含めまして募集を開始してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いいたします。

先ほどの御答弁でもございましたが、広報紙「東大和二ツ池だより」を環境対策課で発行しておりますが、とても分かりやすく勉強になります。発行の目的や今後の展開についてお伺いをいたします。

○環境対策課長（梶川義夫君） 「東大和二ツ池だより」につきましては、二ツ池の自然再生事業に対する市民の理解を深めまして、協力を得て協働で事業を進めていく機運醸成を目的といたしまして、普及啓発のツールとして作成しているところでございます。

今後につきましては、かいぼりのイベント実施を含めた事業の情報について分かりやすく作成させていただきます。また、継続的に発行していく予定でございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 楽しみにしております。

次に、平成29年第2回定例会にて二ツ池のかいぼりについて一般質問で取り上げた際の御答弁では、一度水

を抜いてしまうと、たまるまでに時間を要するとのことでございましたが、どのくらいで現在と同じ状況に戻るとお考えなのかお伺いをいたします。

○環境対策課長（梶川義夫君） 二ツ池の水につきましては、現在目に見える部分で流入している湧水のみではなく、池の水中に隠れている側面等からも水が湧き出ていることなど、専門家の方に助言をいただいております。こうしたことを踏まえて事業を実施したことによります。当時の状況とはそういった部分で変化している部分もあるかと考えております。天候や状況にもよりますが、水の流入を再開させてから二、三週間程度で元の水位に戻るといふふうに見込んでおります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、外来種の防除、在来種の保護はどのように行うのか教えていただけますでしょうか。また、保護した外来種は、池に戻すまでの間、どのように保管するのか教えていただけますか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 詳細はまだ決定しておりませんが、かいぼりの実施時に水を抜いた上で魚類等の捕獲を行いまして、そこで外来種と在来種に分けます。その後、外来種の駆除を行う予定でございます。在来種につきましては、その量や状態によりますが、別途、水槽を現地に設置して、その中に一定期間保護しておくか、あるいは本事業を委託しております事業者のほうで保存をしていただくといった方法を予定しております。

また、スイレンの除去につきましては、水を抜いて魚類の捕獲を行った後でございますが、地底の地中にはっている根を根ごと除去することを想定しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 詳細にはこれからということで理解をいたしました。

次に、かいぼり実施後も水辺の植生管理や外来種の防除などを定期的に行うとの市長の御答弁でございましたが、どのくらいの間隔で行う予定なのか教えていただけますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 詳細につきましては確定しておりませんが、かいぼり実施後も自然再生の取組を継続的に行っていただくボランティアの方々と協働して行っていきたいというふうに考えております。頻度といたしましては、今後検討してまいります。特にアメリカザリガニなどは地中に潜る性質から、かいぼりを実施した際にも駆除し切れない場合というのが予想されますので、こうした継続的な取組というのが求められる外来種、こういったものの防除につきましてもやはり今後検討してまいります。定期的に手入れを必要としているというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 次に、かいぼりを進めるに当たって、郷土博物館をはじめ関係部署との連携を図るとの市長の御答弁でございましたが、どのような協働が考えられるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 郷土博物館とは情報共有を図りまして、必要に応じてかいぼりの実施に関する生態系等についての意見を聞いていきたいというふうに考えております。その他の部署等も必要に応じて協力を得ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしくお願いたします。

昨年11月3日に新荒川大橋の野球場北にあるこの北区・子どもの水辺内のワンドというところで魚類の観察

調査とかいぼり体験・見学が行われて、総勢約120名が参加したと。参加者たちは、在来種と外来種を分ける魚類調査でふだんは見られない魚の観察や、外来種のオオカナダモの除去を通して自然に対する理解を深めるとともに、身近にある荒川の生態系を知る貴重な時間を過ごしたというような記事を目にいたしました。それ以外にも子供たちが参加して行われる事例なども多くございますので、参加に進めていただきたいというふうに要望いたしますが、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） このかいぼり事業、子供たちも含めて参加者にとっては貴重な機会となるというふうに考えております。ただいま御紹介いただきました事例や、あと委託事業者が実施しております他市の事例といったものも近隣であれば、そういった事例も含めて研究し、実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ぜひよろしくお願いをいたします。

では、かいぼりについて、画像や録画として残す予定はございますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 録画として残すのは、人員とか予算的に難しい面があるというふうに考えておりますが、写真につきましては適宜撮影いたしまして記録を残す予定でございます。また、その際撮った写真を素材として使って、先ほどから申し上げてございますが、「東大和二ツ池だより」、こういったものに役立てていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ録画のほうも教材になるかというふうに、また今後の参考にもなるかというふうに思いますので、ぜひ残していただきたいというふうに思います。

次に、かいぼりで採取した生物はどのように記録していくのか教えていただけますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 詳細は確定しておりませんが、採取いたしました生物を種類別に記録いたしまして、現地での生物情報として残す予定でございます。そうした情報の一部は、抜粋する形になるかもしれませんが、「東大和二ツ池だより」のほうに記録して、周知に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、かいぼりの準備段階から手順やこの実施状況、かいぼり実施後の水辺の植生管理や外来種の防除などを記録として残した成果物、こちらを郷土博物館で企画展示するなど有効利用することを望みますけども、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） かいぼりに関する資料につきましては、その成果物の内容を踏まえまして、郷土博物館において打ち出せる展示方法や発信方法について検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 楽しみにしておりますので、よろしくお願いをいたします。

では、学校でも記録として残したこの成果物を有効利用できるよう連携を図っていただきたいというふうに考えますけども、いかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 成果物などにつきましては、各学校の学びが充実するよう全校に情報提供をしてまいります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） そちらのほうもぜひお願いをいたします。

かいぼりを実施することによって、貴重な動植物や水環境の保全、また年齢を問わず多くの人が関わることのできる交流の機会にもなります。様々な面で地域の役に立つというふうに考えます。

そんなこの古くて新しいかいぼりの魅力をさらに発信していただき、市を挙げて取り組んでいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。私も応援をさせていただきます。

では、かいぼりの質問は以上で終了いたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

4番、市民の生命や財産を守るための防犯対策についてでございます。

少し前までは考えられない凶悪犯罪や目を疑うような凶悪な窃盗が発生しており、多くの市民の皆様から不安の声を頂いております。少しでも不安が取り除ければとの思いで質問をさせていただきます。

それでは、侵入窃盗被害の推移についてでございますが、犯罪の発生時間や建物の用途、被害額について、分かる範囲で結構でございますので、教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 初めに、これから申し上げる数字につきましては、警視庁東大和警察署の協力により得た数字となっております。

それでは、数字のほうを申し上げます。

発生時刻につきましてはであります。平成30年は、日中10件、夜間9件、平成31年、日中15件、夜間6件、令和2年、日中6件、夜間5件、令和3年、日中10件、夜間3件、令和4年、日中11件、夜間8件、5年間の合計が日中52件、夜間31件であります。

次に、建物の用途でございます。平成30年、住宅が11件、住宅以外が8件、31年、住宅が16件、住宅以外が5件、令和2年、住宅10件、住宅以外が1件、令和3年、住宅が6件、住宅以外が7件、令和4年、住宅10件、住宅以外9件、5年間の合計が住宅が53件、住宅以外が30件であります。

最後に、被害額であります。被害額は概算でございます。平成30年、2,441万円、平成31年、8,749万円、令和2年、902万円、令和3年1,287万円、令和4年、1,112万円、5年間の合計が1億4,491万円、1件当たり174万円であります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 詳細に御説明ありがとうございました。

この犯罪は、日中のほうが多い、住宅が多いということが分かりました。

それでは、強盗の推移と発生時間、建物の用途、被害額を分かる範囲で結構ですので教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 強盗の推移でございます。こちらも平成30年から令和4年の5年間で申し上げます。

平成31年、被害件数が1件、発生時間は不明、住宅以外で、被害額がおおよそ48万円、令和3年、被害件数が1件、発生時刻が不明、住宅以外で、被害額がおおよそ33万円、その他の年については発生してございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

特殊詐欺は巧妙になっておりまして、件数は意外と多いというのは聞いておりましたが、強盗の件数は意外と少ないということに安心をいたしました。

このまま続くように願うところでございますが、次に、被害防止に向けた対策についてでございますが、被

害防止に向けた市独自の対策がございましたら教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 犯罪防止の全般的な対策といたしまして防犯パトロール等、人的な活動として青色回転灯のパトロールカーの巡視・巡回を行ってございます。また、地域で防犯パトロールの活動を定期的に行う団体、こちらにつきましては、防犯資材の支給ということで活動の支援をしてございます。このように多くの目で地域を見守ることで犯罪の未然防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 先ほどの市長の御答弁では、侵入窃盗対策や防犯対策に関して、この情報の周知に努めているとのことでございましたが、どのような周知活動を行っているのか伺いをいたします。

○総務部参事（関田孝志君） 情報の周知につきましては、市の公式ホームページなどで警視庁による防犯対策について周知を行うとともに、安全安心メール、こちらの配信などを行ってございます。また、警視庁が開催する全国地域安全運動期間中に東大和市防犯協会と東大和警察署が連携し防犯パトロールを行い、注意喚起を行っているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、次の防犯カメラ設置に対する市の考え方に移りますけれども、市内には市が把握できている防犯カメラは何台ございますでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 市のほうで把握している防犯カメラでございますが、小・中学校の通学路や学校内、また公園や市役所本庁舎を含めて計165台となります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、市の防犯カメラの設置基準について教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 市において防犯カメラを新設するに当たり、明確な選定基準や決定方法はまだ定められてございません。不審者や声かけ事案など、発生の状況を勘案して、設置について東大和警察署と調整を行い、実施してまいりたいというふうに考えてございます。

また、設置するに当たり、周辺地域の配慮、撮影に伴う個人情報の適切な管理などが必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、市の防犯カメラを設置するに当たり、注意すべきことに関してどのようにお考えなのかお聞かせいただけますでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 防犯カメラ設置に際し、周辺住民の理解、またプライバシーに関する配慮、防犯カメラを設置していますよという表示、撮影された映像の厳重な管理など、管理責任の明確化などが必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、家庭用防犯カメラの設置費用の助成について伺いますけれども、個人宅において防犯カメラを設置するに当たりまして、設置費用についてはどの程度必要だというふうにお考えなのかお聞かせいただけますでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 費用につきましては、1台1万円程度から30万円程度の価格差がございます。こちらのほうは、カメラの性能であったり、画像データの保存方法、電源配線、また設置場所により費用につい

ては様々であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、国や東京都の補助金等を活用できるものはございますでしょうか。ある場合、その内容はどのようなものなのか教えていただけますでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 補助金に活用できるものといいましたら、国の地方創生臨時交付金、こちらのほうは防犯カメラの設置等の防犯対策強化のための取組ということで令和5年度から対象になってございます。こちらについては、今後メニューが継続していくかというのは現時点では不透明でございます。本交付金につきましては、国から市に一定金額が下りてきて、市が必要なメニューに充当していくという仕組みでございます。これまでも市の重要施策など、そのとき必要な施策に財源を活用していくというふうな形で使用されているものでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、家庭用防犯カメラの設置に係る費用に対する補助金交付の要望などはございますでしょうか。

○総務部参事（関田孝志君） 市民の皆様から個人設置に係る費用の要望などは現在のところ頂戴していないという状況です。しかしながら、PTAなどから市に対して防犯カメラの増設などの要望はございます。

なお、個人が設置する防犯カメラについて、撮影範囲について近隣の方からは、見られているようだという不信感を持たれる声は寄せられたことはございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、最後の質問になりますけれども、先ほどもこの地方創生臨時交付金の活用についての御答弁がございましたが、17日の読売新聞多摩版に、八王子市の「住宅防犯費 半額補助へ」という記事が掲載されておりましたので、少し紹介をさせていただきます。

狛江市の高齢者宅で1月に発生した強盗殺人事件など、各地で相次ぐ強盗事件を受け、八王子市は住宅の防犯対策を補助する事業を8月にスタートさせる。国の地方創生臨時交付金を活用する形で、1億円を6月市議会に提案中の今年度補正予算案に計上したと。事業では、八王子市に住民登録がある市民の申請に基づき、1世帯につき1件、4万円を上限に防犯対策経費の半額を補助する。対象となるのは、防犯カメラやダミーカメラ、カメラ付きインターホン、センサー付きライト、サムターンカバー、防犯フィルムなどの購入費や設置費。催涙スプレーなどの防犯グッズは不可で、特殊詐欺防止のための自動通話録音機も、すでに市に無償貸与制度があるため対象外だが、警備会社のセキュリティーシステムの関係で、導入に特別な工事が必要な場合などは補助を認める方針というような記事がございました。

八王子市と同様の取組をしている自治体も増えてきております。八王子市と同様とまではいかなくとも、この1万円でも、2万円でも、この補助できるような取組ができないものかお伺いをいたします。

○総務部参事（関田孝志君） 当市におきましては、他市に比べてそれほど被害の数はないというふうに考えてはございますが、不安ですとかそういったものがあるというのは承知してございます。ですが、この国の地方創生臨時交付金の活用につきましては、市の内部で順位をつけて、効果的に活用できるよう検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。期待して待つておりますので、よろしくお願いをしたいと思



います。

こんな話をしてくださった方がおりました。

防犯カメラに関しましては、とにかく監視されているようで否定的だった。自分は集合住宅に住んでいるが、住民の出入りに合わせるように中に入ってきて物色しているようなやからも見かけた。最近特に物騒なので玄関に防犯カメラを設置したというようなことでもございました。

このように、不安を感じながら生活をしている市民は思っているよりも多くいらっしゃいます。八王子市のように4万円とまではいかないにしても、1万円でも2万円でも補助できるようにぜひ進めていただきたいことを要望させていただきまして、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時 1分 休憩

---

午後 4時10分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 佐 竹 康 彦 君

○議長（東口正美君） 次に、18番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[18番 佐竹康彦君 登壇]

○18番（佐竹康彦君） 議席番号18番、公明党の佐竹康彦です。

先般行われました市議会議員選挙におきまして、4期目の当選をさせていただくことができました。市民の皆様への負託に応える強い、また重い責任感を改めて実感しております。この4期目任期4年間も公明党議員らしく精いっぱいその責務を果たせるよう努めてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、令和5年第2回定例会における一般質問を行います。

今回の一般質問で、私は大きく6つの点にわたって質問いたします。

1点目は、健康ポイント事業の創設についてです。

私ども公明党は、市民の健康づくり推進のため、健康ポイント事業の創設を毎年の予算要望や一般質問の場を通じてこれまでも提案してまいりました。直近では、令和4年第4回定例会における一般質問で同僚議員が取り上げております。

折しも昨年11月には、厚生労働省が推進している21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の第二次取組について最終評価報告書が公表されました。その第3章の身体活動・運動に関する評価の記載に、身体活動が減少しやすい社会環境に変化したことで、一層の身体活動不足が蔓延する可能性が指摘されています。そして、身体活動の意義と重要性の周知と、適切な身体活動の実践を啓発し、身体活動を実施しやすい環境をあらゆる場面において整備していくことが重要であると述べられています。そして、第二次の健康日本21の取組を経て、運動習慣を持つ人の割合に変化がなく、むしろ悪化しているとの評価が下されています。住民が運動しやすいまちづくり、環境整備に取り組む自治体数の増加に関しては改善傾向との判断がなされておりますが、部門間連携の不足や自治体間におけるこうした取組の具体例に関する情報共有が十分でないために、方法が分からない、内容のハードルを高く設定し過ぎて取り組めないという自治体が存在している可能性がある

指摘し、今後の課題と捉えています。

市では、令和3年度から第2次東大和市健康増進計画を実施中で、その総合目標では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を掲げ、様々な施策を推進されておられます。現在取り組んでいる施策が十分にその効果を発揮することを期待いたしますが、市民が健康増進のための身体活動にさらに気軽に継続的に取り組める仕組みづくりを進める必要があるものと考えます。

そこで、これまでの市の取組に加え、さらに従来私も公明党が主張してきた健康ポイント事業の創設に積極的に取り組んでいただきたいと考え、以下において市の現状と今後の取組を確認するため質問いたします。

①市におけるこれまでの「健康づくり」施策とその効果について。

ア、全世代に関わる「健康づくり」施策について、これまでの取組はどのようなものであったか。

イ、高齢者を対象とした「東大和元気ゆうゆうポイント事業」について、施策効果をどのように捉えているか。

②他自治体における健康ポイント事業の成果について。

ア、多摩近隣自治体における取組や都外の自治体における取組について、どのような認識をもっているか。

イ、「健康ポイント事業」の施策効果のポイントはどのような点にあると捉えているか。

③市民の全世代を対象とした健康ポイント事業を創設し、市民の健康増進を図る施策を推進すべきと考えるが、今後の市の取組について見解を伺う。

ア、全世代を対象とした施策の推進に関する市の考えはどのようなものか。

イ、その施策が実現した場合、将来の市の健康施策に与える効果について期待されることはどのようなものか。

2点目は、高齢者福祉施設の拡充についてです。

東大和市では、今年度で第8期の介護保険事業計画が終了し、次期第9期の計画策定に向けた取組を鋭意進めておられます。高齢者の人口増加に伴い、今後も介護認定者数は右肩上がりに増えていくことが予想されますが、市民からこれまで以上に高齢者が利用できる福祉施設を充実させてほしいとの声を多くいただきありがとうございました。

そこで、現在進行中の計画における高齢者福祉施設の整備状況を確認するとともに、現状を踏まえ、第9期計画に向けた課題と対策について、どのような認識を持って進めていこうとしているのか伺いたいと考えます。

特に、地域密着型サービスの中で、小規模多機能型居宅介護施設や訪問看護ステーションなど、自宅で生活する要介護者・要支援者への関わりが強い施設の充実、市の高齢福祉施策においてどのような意味を持ち、その充実が図られることでどのような面で当事者へのサービス向上が望めるのか、市の見解を確認させていただきたく、以下質問いたします。

①東大和市長年者福祉計画・第8期介護保険事業計画における施設整備等に関する施策の進捗状況と成果について伺う。

②第9期介護保険事業計画の策定に向けて、高齢者福祉施設の充実に関する検討内容はどのようなものか。

③地域密着型サービスにおける、小規模多機能型居宅介護施設や訪問看護ステーションの拡充について、市として今後どのように推進していこうと考えているのか。

3点目は、自転車利用に関する施策の充実についてです。

東大和市は比較的平坦な道路が多く見受けられ、全体の面積も多摩26市の中で小さな部類に属しています。

そのため、幅広い世代にとって日常生活での自転車の利用に適した地域だと考えております。市のシンボルである多摩湖の周辺は都内有数のサイクリングコースでもあります。また、近年は地球温暖化防止の観点や災害時における交通機能の維持、国民の健康増進からも自転車は注目をされ、平成28年には自転車活用推進法が制定され、平成29年5月に施行されています。

その一方、道路整備や交通ルールの徹底といった十分な環境整備の進展が遅く、自転車乗用中の交通事故件数は総数では減少しているものの、交通事故全体に占める自転車関連事故の割合が増加しているとの指摘があります。

そうした中、本年4月に施行された改正道路交通法により自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。物価高騰の折、他の自治体では自転車ヘルメットの購入補助を進めているところもあり、私ども公明党は、この3月の市への要望において自転車ヘルメット購入補助をお願いいたしました。先般、東京都においてもヘルメット購入補助を進める方針が打ち出されたところであり、5月におけます和地新市長への予算、物価高騰対策への予算要望につきましても同様の要望をさせていただきました。また、今定例会における市長報告の資料に都の事業内容が紹介されていました。東大和市でもこうした一連の流れを踏まえ、ぜひヘルメット購入補助の制度をつくり、自転車を利用する市民の安全対策を強化してほしいと考えます。

併せて、先ほど述べた地球温暖化防止のための環境負荷の軽減や利便性の観点から、幅広い世代で電動アシスト自転車の利用も増えています。しかし、金額が高いため購入を控える複数の市民から、環境負荷軽減や東大和市の利便性を考えると購入補助をしてもらうと助かるとの話を伺いました。全国の自治体では、電動アシスト自転車購入に関する補助制度を設けているところがあり、こうした事例を参考に当市でも検討していただきたいと考えます。

以上に関して、現状や課題など質問させていただきます。

①令和5年4月に施行された改正道路交通法により、努力義務となった自転車乗車時のヘルメット着用について。

ア、施策効果をどのように捉えているか。

イ、他自治体におけるヘルメット購入補助制度の導入状況はどのようなものか。

ウ、東京都のヘルメット購入補助を活用した取組について、市の見解はどのようなものか。

②電動アシスト自転車の利用について。

ア、市民が電動アシスト自転車を利用することについて、市の交通政策に与える影響はどのようなものか。

イ、電動アシスト自転車購入に関する他自治体の補助制度はどのようなものか。

ウ、電動アシスト自転車購入への補助制度について市の見解を伺う。

4点目は、学校での水泳学習への民間活力導入についてです。

学校における水泳学習の民間活力導入について、私は令和4年6月の第2回定例会でも取り上げました。この間、市においては御検討を進めていただいたものと認識しております。そして今年度、第五小学校の水泳学習において試験的に導入が決定され、今月から授業が開始されました。

そこで、学校での水泳学習への民間活力導入に関し、市や教育委員会におけるこれまでの検討内容や現在実施されている第五小学校での実施内容、そして今後の全市的展開に向けた取組について市の見解を確認させていただきたく、以下質問いたします。

①市内小・中学校での水泳学習における民間活力の導入について。

ア、令和4年度に行われた検討内容はどのようなものであったか。

②令和5年度の第五小学校の水泳学習における試験的な民間施設を活用した取組について。

ア、試験的導入に至るまでの検討内容はどのようなものか。

イ、実施に関する財源や手法等の詳細について伺う。

ウ、今回の取組の総括をどのようにして行い、進める考えか。

③全市的展開について。

ア、今後、水泳学習への民間活力導入を市内小・中学校へ横展開していくことについて、市の見解を伺う。

イ、公共施設の統廃合に伴う閉校後の施設等利活用検討の際、新たなプール整備により民間活力の導入をしやすくする環境整備を進めることに関する市の見解はどうか。

5点目は、「図書館を使った調べる学習コンクール」における地域コンクールの開催についてです。

私は、これまで「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加を一般質問の場で取り上げてきました。市及び教育委員会では一貫して推進して下さっていると受け止めており、改めて感謝するとともに、より深化した取組を期待しております。

全国では、このコンクールへの参加は、学校の児童・生徒はもとより一般の参加もなされており、児童・生徒はその学習能力の向上等が期待され、一般参加者では、生涯学習の点のみならず、自らの住む地域のそれまで見過ごしてきた価値に改めて気づき、地域づくりの一助になることが期待されています。そのため、このコンクールの地域コンクールを開催した主催者を対象に総務大臣賞というものが設けられていて、地域での取組の推進が図られています。コンクールを運営する主催者もこの点に着目し、学校教育の現場だけでなく、地域活性化の上でもその向上に資するものであると訴えています。

こうした点に鑑み、改めて「図書館を使った調べる学習コンクール」における地域コンクール開催に向けた検討を進めていただきたいと考え、以下質問いたします。

①「図書館を使った調べる学習コンクール」における地域コンクール開催に向けたこれまでの検討内容について伺う。

②地域活性化の観点から見た、地域コンクールの開催意義について市の見解を伺う。

6点目は、認可外保育園の支援についてです。

東大和市は、尾崎前市長の下、日本一子育てしやすいまちを目指し、様々な施策を推進してきました。この間、保育園の待機児童解消や病児・病後児保育など各種保育サービスの充実などが進展し、外部機関による高い評価を得るなど、大きな成果を獲得してきたものと認識しています。今後とも継続的に各種施策を進めていただきたいと考えます。

一方で、私は市内の認可外保育園を運営している事業者から、他の認可保育園等との支援の違いについて指摘を受けることがございました。前提として認可と認可外の違いがあることを踏まえつつ、より充実した保育サービスの提供を展望し、今以上の行政からの支援を望みたいとの声を伺いました。

全体の中では少数ではありますが、全ての子供たちの育ちを支援する観点から、今後このような事例に対し市がどう対処されるのか見解を伺いたく、以下質問いたします。

①市内認可外保育園の運営に関して、現在行われている市の支援はどのようなものか。

②認可外保育園の事業者から寄せられる支援に関する要望にはどのようなものがあるか。

③今後認可外保育への支援について市としてどのような取組をしていく考えか。

壇上での質問は以上とし、再質問については御答弁を踏まえ、自席にて行います。よろしくお願い申し上げます。

[18番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長(和地仁美君) 初めに、全世代に関わる健康づくり施策についてであります。市ではこれまで、生活習慣の改善の推進を図るため、第2次健康増進計画に基づき、身体機能を維持・改善する運動習慣の定着を取組の方針として、東大和元気ゆうゆうポイント事業や健康教育事業、健康ウォーキングマップの活用の促進等を実施してきたところであります。

次に、東大和元気ゆうゆうポイント事業の施策効果についてであります。この事業は65歳以上の方を対象としており、東大和元気ゆうゆう体操等の介護予防活動への参加に対しポイントが付与されますので、新たな参加者を増やす動機づけとしての効果があると考えております。こうした取組を通じて、介護予防活動の促進、高齢者の健康寿命の延伸、社会参加を通じた元気な高齢者による支え合い社会の実現にも寄与していると認識しております。

次に、近隣自治体等の取組についてであります。立川市や西東京市では、スマートフォンのアプリを使った全世代向けの健康ポイント事業を実施しております。また、昭島市や狛江市、東久留米市では、ポイントカードを使った全世代向けの取組を実施しており、ウォーキングや健康教室の参加、健診の受診によってポイントをため、景品や商品券に交換することができる内容となっております。

これら各市の取組につきましては、幅広い世代の方が御自身の健康づくりに関心を持って取り組んでいただくための施策を検討するに当たり、非常に参考になる事例として捉えております。

次に、健康ポイント事業の施策効果についてであります。市民の皆様が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組むことで運動の習慣化や生活習慣病の予防に一定の効果があると認識しております。

次に、全世代を対象とした健康増進施策の推進についてであります。第2次健康増進計画におきましては、身体機能を維持・改善する運動習慣の定着を取組方針としておりますことから、市民の皆様が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組んでいただける施策の展開が一層必要であると考えております。

また、施策の実施に当たりましては、手軽に楽しく、継続的に取り組むことのできる仕組みづくりも重要な要素であると考えております。

次に、健康ポイント事業が実現した場合の効果についてであります。全世代を対象とする健康ポイント事業につきましては、ポイントが付与される活動を通じて、運動等の習慣化や、健康を保持・増進するための望ましい生活習慣の定着について一定の効果が期待できるものと考えております。また、御自身の健康づくりに関心の低い方に対しましても、健康づくりへの行動変容を促す効果も期待されるところであります。

市としましては、他市の事例を参考とし、費用対効果等の把握に努め、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画における施設整備等についてであります。現在の計画期間に市が整備した施設としまして、令和4年10月に高齢者ほっと支援センター しみず及び高齢者見守りぼっくす しみずを新たに開設し、高齢者の相談支援の機能を拡充いたしました。また、令和5年6月には、市内で初めてとなる民間の看護小規模多機能型居宅介護事業所が開設され、医療依存度が高い高齢者の在宅生活を支える体制が整備されております。

次に、第9期介護保険事業計画における高齢者福祉施設の検討状況についてであります。高齢者に対する施設サービスにつきましては、御本人の健康状態や御家族による支援の状況等に応じた提供できる内容であることが必要と考えております。

現在市におきましては、令和4年度の計画策定準備調査の結果報告書等に基づき、第9期の計画における各種サービスについて検討を行っており、年末をめどに計画の素案を策定する予定となっております。

次に、小規模多機能型居宅介護施設や訪問看護ステーションの拡充についてであります。高齢者人口がピークを迎える2040年を見通しますと、在宅医療と介護双方のニーズが高まると考えており、小規模多機能型居宅介護サービスや訪問看護サービスは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境を整備する上で重要性が高まると認識しております。

市としましては、今後におきましても介護事業者と連携して必要なサービスの確保に努めるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてまいります。

次に、自転車乗車時のヘルメット着用の施策効果についてであります。東京都内では、令和3年までの5年間で自転車事故の死亡者の約7割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメット未着用者の致死率は着用者の約2.3倍に上るというデータがあります。よって、ヘルメットの着用は交通事故の被害を軽減する効果があると認識しております。

次に、他自治体のヘルメット購入補助制度の導入状況についてであります。東京都内の市では、八王子市、青梅市、狛江市、西東京市において導入されております。

次に、東京都のヘルメット購入補助制度を活用した取組についてであります。市内の自転車利用者の安全確保の観点から、東京都のヘルメット購入補助制度を活用した市の補助制度について前向きに検討しているところであります。

次に、電動アシスト自転車の利用が市の交通政策に与える影響についてであります。電動アシスト自転車の利用は、自動車への依存度を低減するなどの効果が見込まれる一方で、市の面積がコンパクトな東大和市においては、利用の転換によりちよこバスなどの利用者が減少する可能性があるものと認識しております。

次に、他自治体の補助制度についてであります。都内では葛飾区において電動アシスト自転車を含む幼児の2人同乗用自転車の購入費に対する助成事業が実施されております。また、埼玉県桶川市、熊谷市等で同様の助成事業が実施されていることを把握しております。

次に、補助制度についてであります。現時点で交通政策の観点からは、市が電動アシスト自転車への補助事業を実施すべき状況には至っていないものと認識しております。今後様々な観点から周辺自治体の動向を踏まえつつ、調査、研究をしていく必要があると考えております。

次に、学校での水泳学習への民間活力導入についてであります。令和4年度に行いました検討内容につきましては、第五小学校の老朽化したプール施設の今後の方向性について、民間施設の活用も含めて検討いたしました。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、令和5年度の第五小学校の水泳学習における民間施設を活用した取組についてであります。民間施設の活用に至るまでには、水泳学習の実現性や施設までの移動方法などについて検討を進めてまいりました。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、民間活力導入の全市的展開についてであります。水泳学習への民間活力の導入を市内小・中学校へ

広げていくことにつきましては、今年度、第五小学校で行っております民間施設での実績等を研究しながら、今後の取組を検討してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、新たなプール整備による民間活力導入の検討についてであります。屋外にある学校プールは、利用が夏場に限られる上、老朽化による修繕費の増加や、建て替える場合は各校ごとに膨大な費用を要すなど課題も見受けられます。こうしたことを踏まえながら、民間との連携や公有地の活用を含め、様々な角度から今後検討に着手していく必要があると考えております。

次に、「図書館を使った調べる学習コンクール」における地域コンクールの開催についてであります。これまでの検討内容につきましては、他自治体の取組状況に関する調査、研究や情報収集などを行ってまいりました。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、地域活性化の観点から見た地域コンクールの開催意義についてであります。例えば東大和市をテーマとした研究がコンクールで取り上げられますと、応募者自身はもとより、完成した研究を御覧になった市民が市への理解を深め、愛着を感じていただけることで地域活性化につながるのではないかと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、市内認可外保育園の運営に関する市の支援についてであります。現在は認可外保育施設利用者に対して保育料の一部を補助することで間接的に支援を行っているところであります。また、令和4年度においては、物価高騰対策や新型コロナウイルス感染症対策等に関する支援を行ったところであります。

次に、認可外保育園の事業者からの支援に関する要望についてであります。現在市に対する要望は受けておりません。

次に、今後の認可外保育園への支援についてであります。認可外保育園への新たな支援について検討しておりませんが、利用者が安心して保育サービスを受けられるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○教育長（岡田博史君） それでは、学校での水泳学習への民間活力導入について御説明いたします。

令和4年度に行いました検討の経過であります。第五小学校のプール施設が老朽化により適正に維持することが困難となりましたことから、民間施設を使用した場合と現在の施設を維持するための改修工事を行った場合のコスト比較を行いました。その試算の結果、改修工事を行い施設を維持するよりも、民間施設を使用したほうが費用面等で有利であると判断いたしましたので、令和5年度から代替施設として市内の民間施設を活用することといたしました。

次に、令和5年度の第五小学校の水泳学習における民間施設を活用した取組についてであります。民間施設の活用に至るまでの検討内容につきましては、市内の民間施設での水泳学習の実現可能性や授業のこま数、移動のためのバスの検討を行いました。実施するための財源につきましては、全て一般財源であります。実施方法につきましては、民間施設の休館日を活用させていただき、6月から10月までの間で授業を行うこととし、学校から民間施設までの往復は借り上げたバスで移動いたします。

今回の取組の総括につきましては、事業実施後に費用対効果を確認するとともに、教職員や児童等からメリットやデメリット等について御意見を頂き、今後の取組に反映していきたいと考えております。

次に、民間活力導入の全市的展開についてであります。これまでの検討の中では、市内の民間施設において活用できる学校数に限りがあることや、学校と民間施設の往復に要する時間について課題があるため、さらなる検討が必要になると考えています。

今後水泳学習への民間活力の導入を市内小・中学校へ広げていくことにつきましては、第五小学校の取組の総括を基に、他自治体の取組も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、「図書館を使った調べる学習コンクール」における地域コンクールの開催についてであります。これまでの検討内容につきましては、主催団体である公益財団法人図書館振興財団からの情報を基にした調査・研究のほか、令和4年度から地区図書館の運営を受託した指定管理者が他自治体で地域コンクールを開催した経験があることから、前回までの全国コンクール入賞作品の確認や詳細な情報を聞き取るなどの検討を行ってまいりました。

次に、地域活性化の観点から見た地域コンクールの開催意義についてであります。市が実施する地域コンクールで優秀作品に選ばれたものは、一定の条件の下、全国コンクールに推薦することになると考えております。その結果、東大和市に関する研究が全国コンクールで優秀な成績を収めた場合には、全国に東大和市をアピールすることができるのと同時に、地域活性化に寄与することになると認識しております。

以上でございます。

---

○議長（東口正美君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時36分 延会